

# 近畿ブロック発注者協議会（第9回）

日時：平成28年 8月22日（月）

14：00～16：00

場所：OMMビル2階201～204会議室

## 議 事 次 第

### I. 開 会

### II. 挨 拶

### III. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会の運営について
2. 運用指針に基づく発注関係事務の適切な履行について
3. 発注者間の連携及び協力体制について
4. その他

### IV. 閉 会

# 配席表

平成28年度近畿ブロック発注者協議会(第9回)

日時:平成28年 8月22日(月)14:00~15:30  
場所:OMM 201~204会議室

----- スクリーン -----

事務局			営繕品質管理官			契約課長			港湾空港部品質確保室長		
○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○		
技術管理課長			総括技術検査官			技術調整管理官			技術開発調整官		
○ ○			○ ○			○ ○			○ ○		
第五管区海保本部	大阪航空局	近畿運輸局	本省	企画部長	京都府	局長	近畿農政局	総務部長	営繕部長	港湾空港部長	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第八管区海保本部	進行 副会長 会長 副会長									○	近江八幡市
近畿中国森林管理局										○	南丹市
近畿中部防衛局										○	井手町
近畿管区警察局										○	八尾市
近畿財務局										○	千早赤阪村
大阪国税局										○	多可町
近畿経済産業局										○	十津川村
近畿地方環境事務所										○	上富田町
大阪高等裁判所										○	福井県
水資源機構										○	滋賀県(土木交通部)
西日本高速道路										○	滋賀県(農林水産部)
本州四国連絡高速道路										○	京都府(農林水産部)
阪神高速道路										○	大阪府(都市整備部)
新関西国際空港										○	大阪府(環境農林水産部)
奈良国立博物館										○	兵庫県(県土整備部)
国立国際美術館										○	兵庫県(農政環境部)
国鉄清算事業										○	奈良県(県土マネジメント部)
都市再生機構										○	奈良県(農林部)
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
日本原子力研究開発機構	日本下水道事業団	海南市	宇陀市	小野市	池田町	神戸市	堺市	大阪市	京都市	和歌山県(農林水産部)	和歌山県(県土整備部)

記者席			記者席			記者席			記者席		
○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○		
記者席			記者席			記者席			記者席		
○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○		
随行者席			随行者席			随行者席			随行者席		
○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○		
随行者席			随行者席			随行者席			随行者席		
○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○		
随行者席			随行者席			随行者席			随行者席		
○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○			○ ○ ○		

# 1. 近畿ブロック発注者協議会の運営について

## (1) 発注者協議会設立背景

- ・ 品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について
- ・ 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移
- ・ 建設業就業者の高齢化の進行
- ・ 建設技能労働者数について
- ・ 建設業における離職状況(3年以上の就労している割合)
- ・ 若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因

## (2) 近畿ブロック発注者協議会スケジュール(案)

## (3) 平成28年度近畿ブロック発注者協議会実施体制(案)

## (4) 府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況

# (1) 品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」<sup>※1</sup>を中心に、密接に関連する「入契法」<sup>※2</sup>、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布)

※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2: 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

## 品確法の改正 (H26.6.4施行)

<目的> 公共工事の品質確保の促進

■ **基本理念の追加**：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手中長期的な育成・確保、ダンピング防止等

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務**（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

### 基本方針 (H26.9.30閣議決定)

○ 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定

○ 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 【通知 H26.10.22】

### 運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

○ 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

## 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

### 入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

■ **ダンピング対策の強化**

■ **契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保**

### 適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

○ ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記

○ 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務 【要請通知 H26.10.22】

### 建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

■ **建設工事の担い手の育成・確保**

■ **適正な施工体制確保の徹底**

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

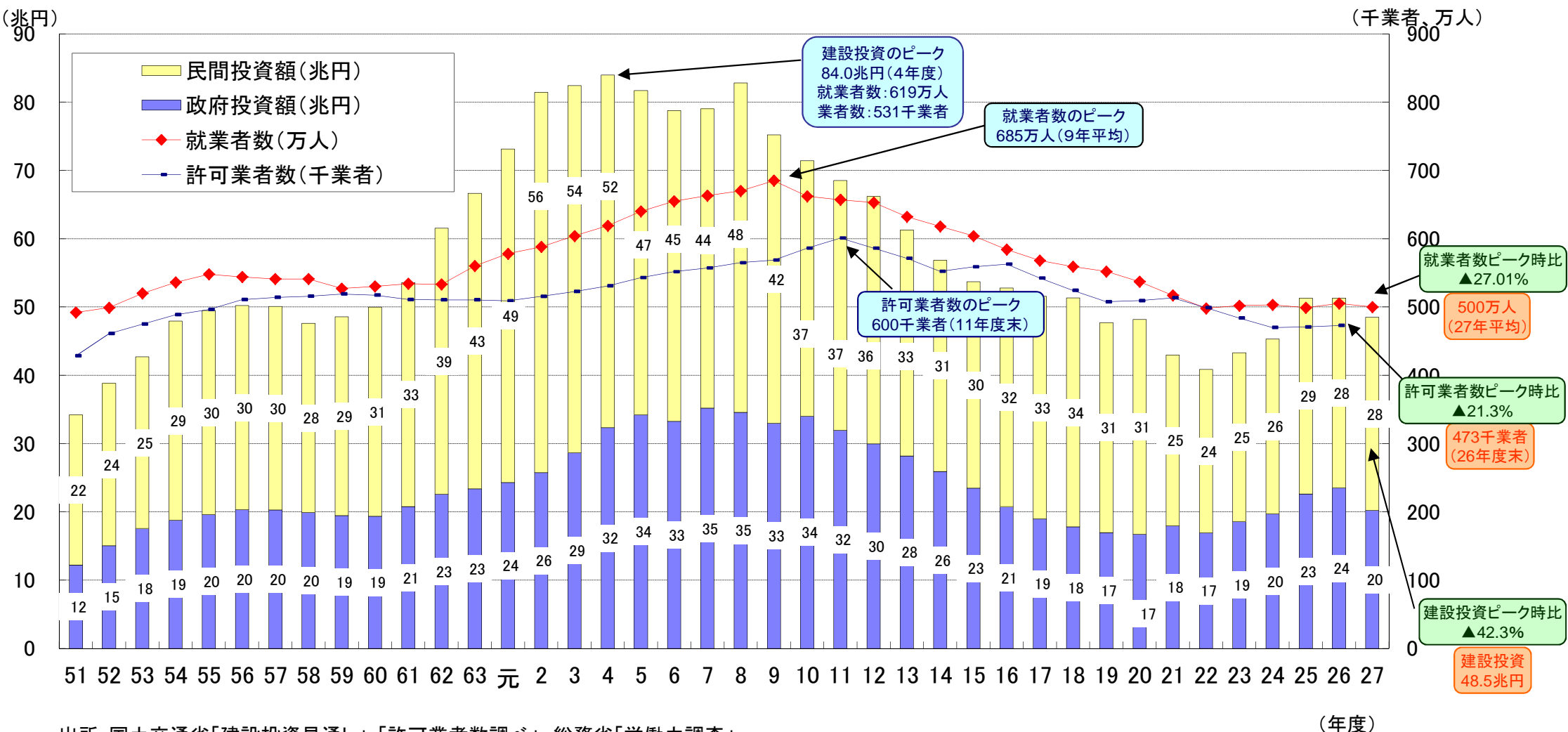
○ 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

○ 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価 等

# (1) 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（**ピーク時から約42%減**）。
- 建設業者数（26年度末）は約47万業者で、**ピーク時（11年度末）から約21%減**。
- 建設業就業者数（27年平均）は500万人で、**ピーク時（9年平均）から約27%減**。



出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

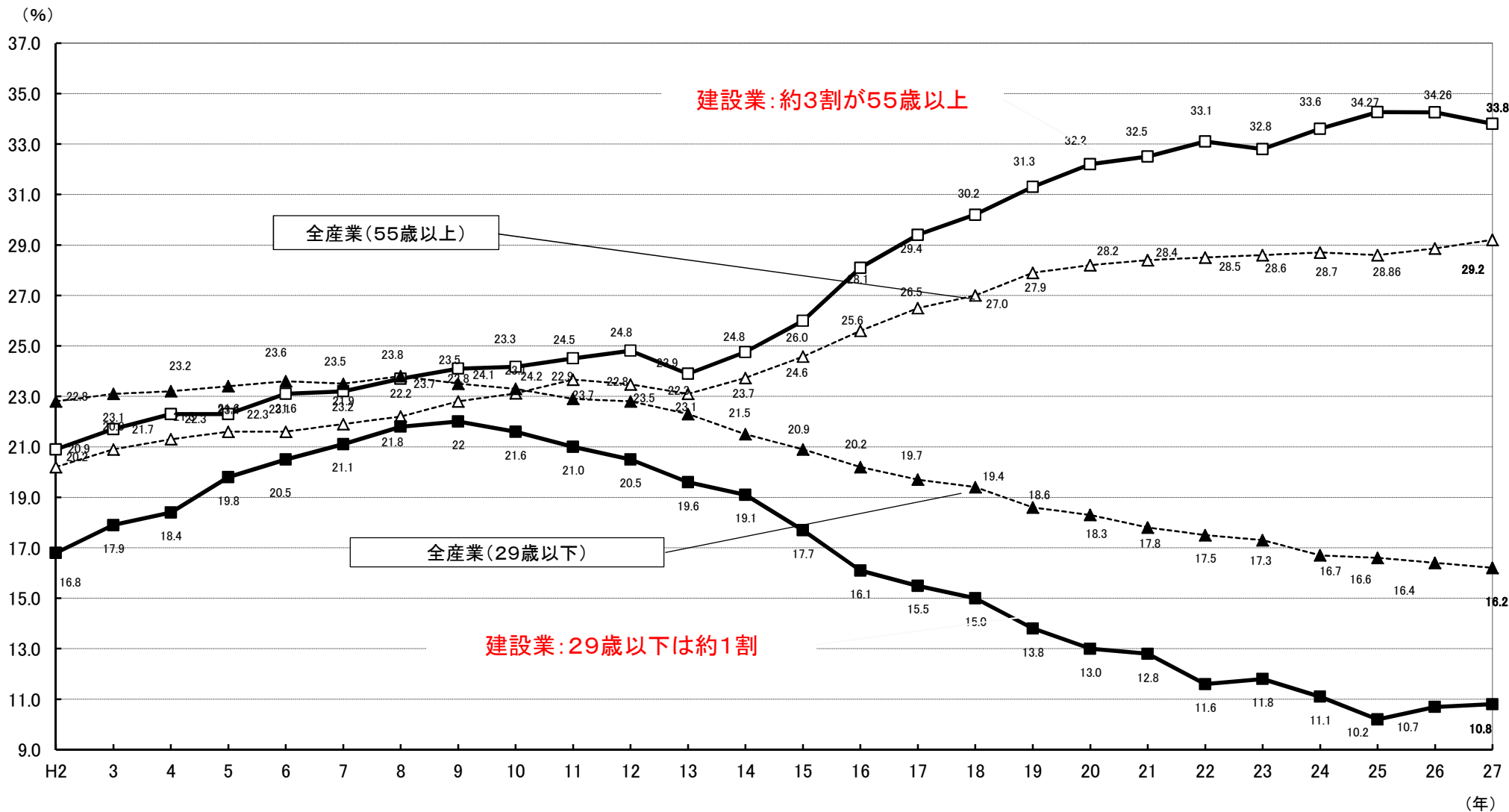
注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

# (1)建設業就業者の高齢化の進行

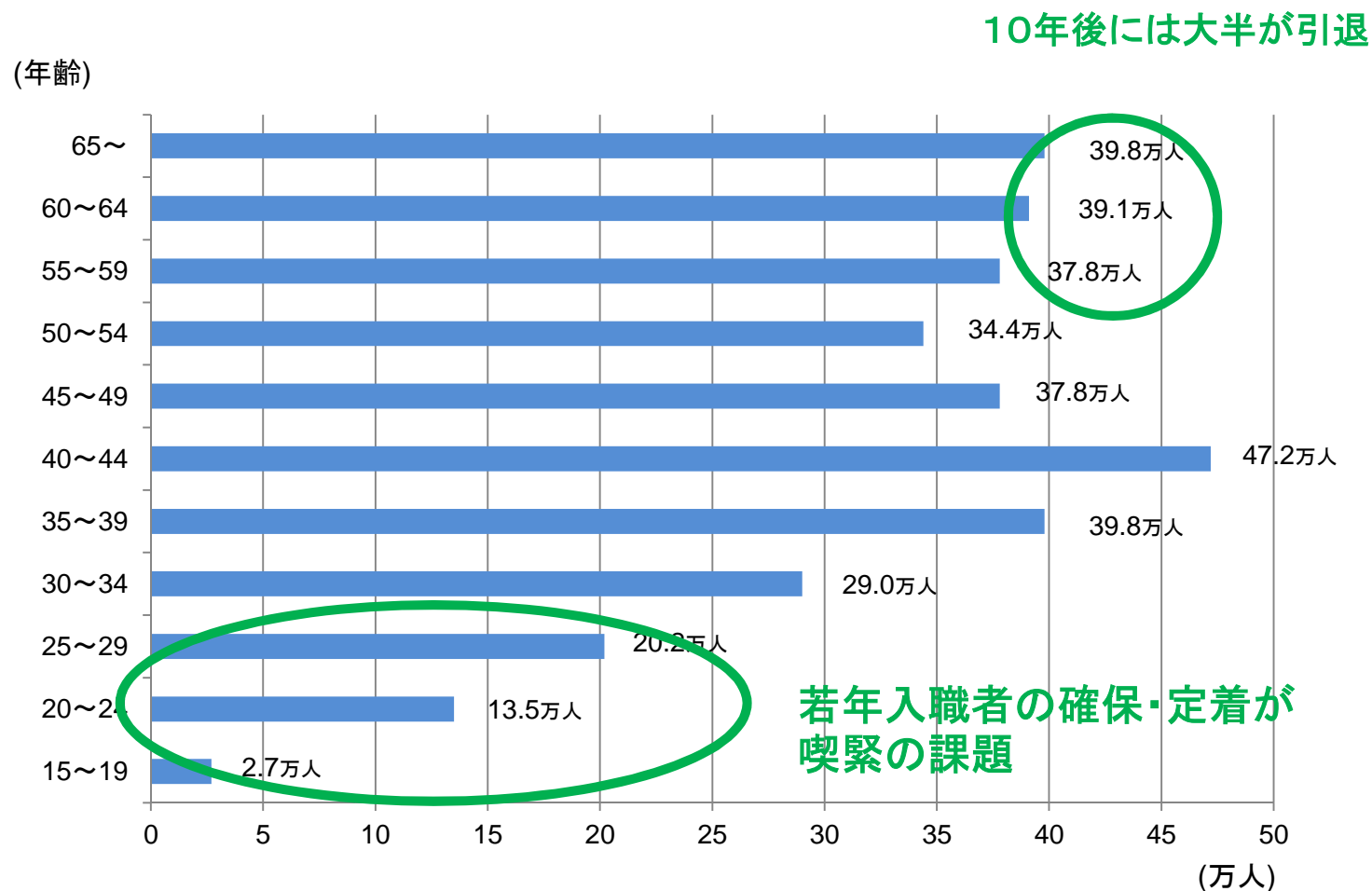
○ 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度(平成27年)



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

# (1)建設技能労働者数について

## 年齢階層別の技能労働者数（平成26年）



### 生産年齢人口推計

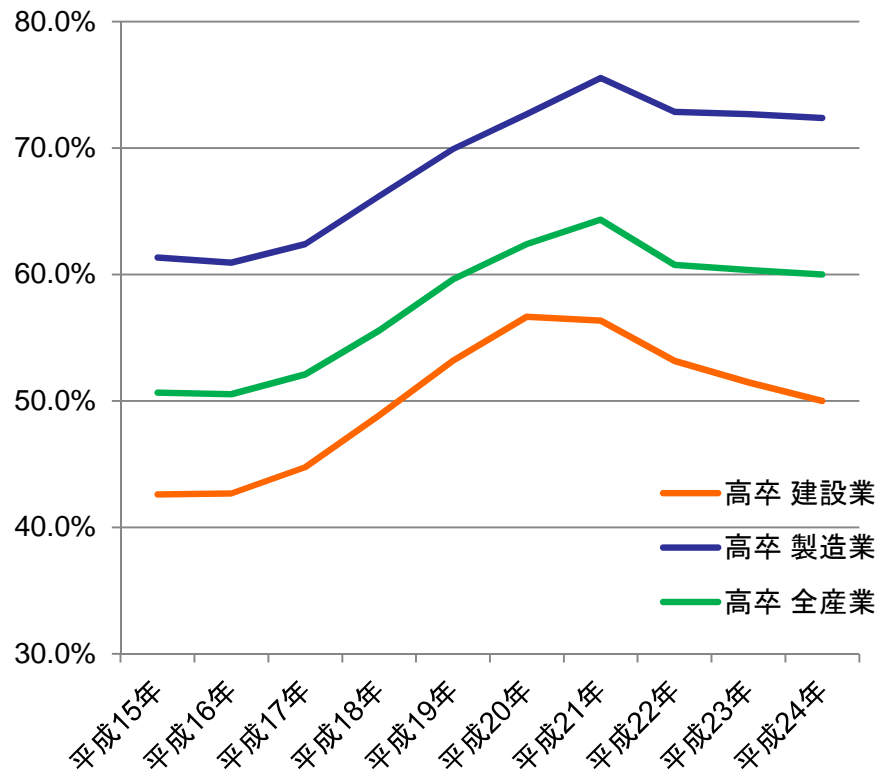
- ・H26年 7,780万人
- ・H30年 7,458万人
- ・H35年 7,136万人

▲9%

出典：  
国立社会保障・人口問題研究所

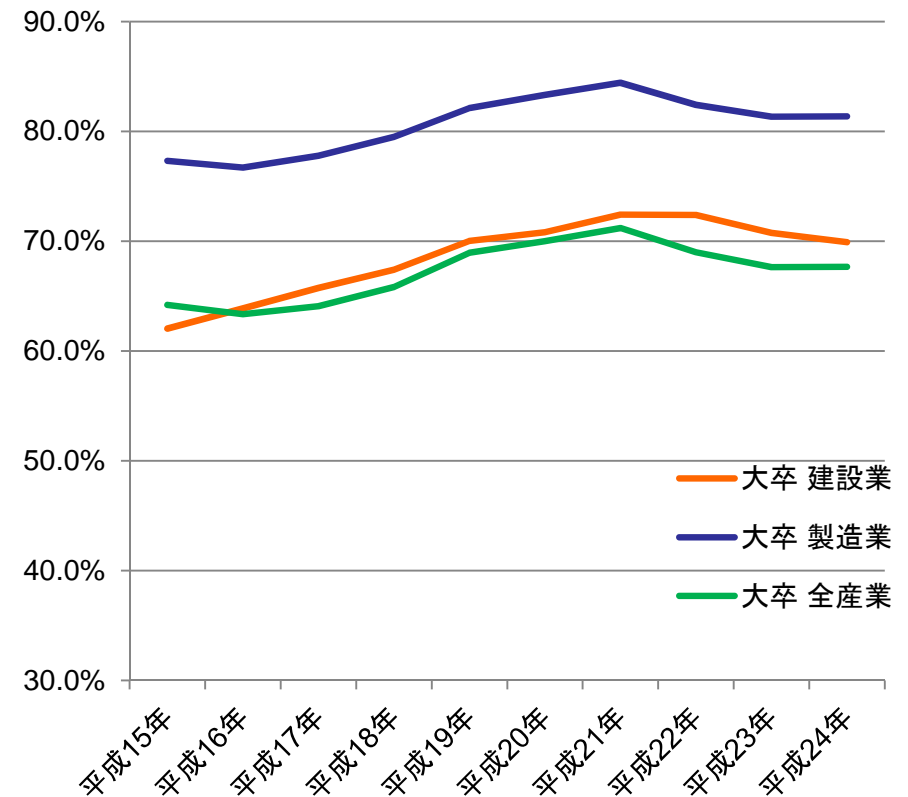
# (1)建設業における離職状況(3年以上の就労している割合)

## 高校卒業就労者 3年以上就労している割合



出所:厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」

## 大学卒業就労者 3年以上就労している割合

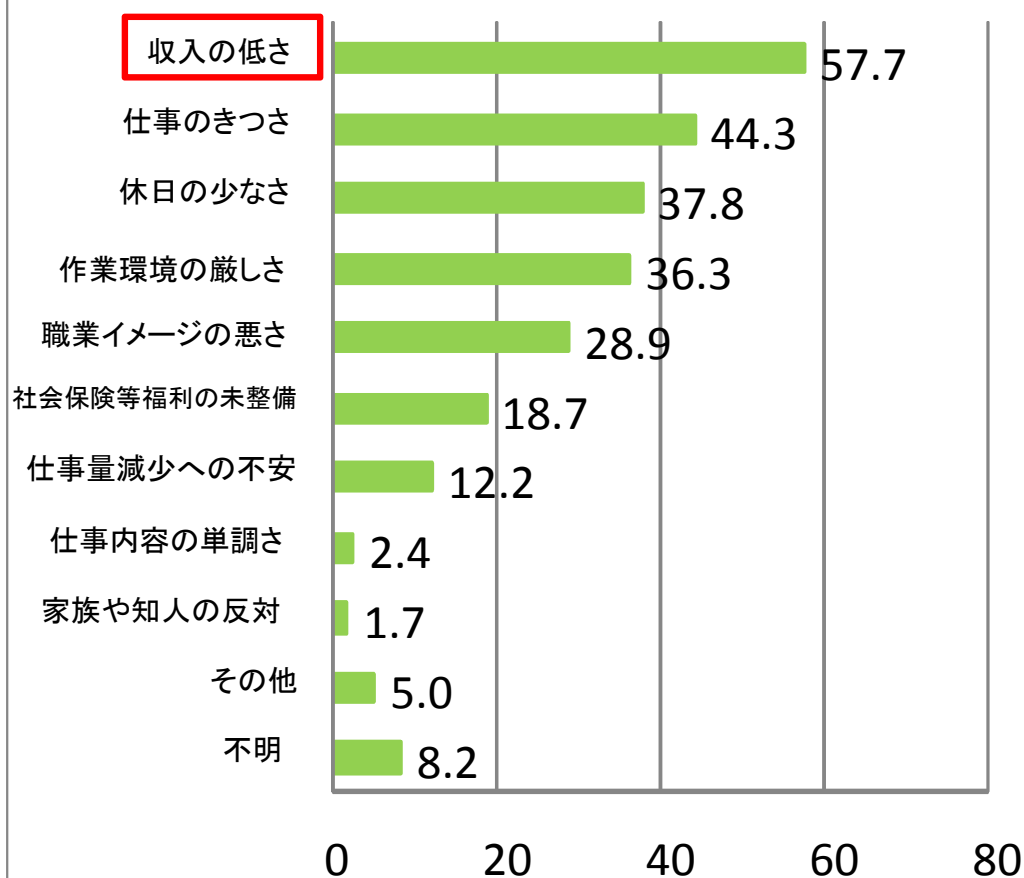


出所:厚生労働省「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」

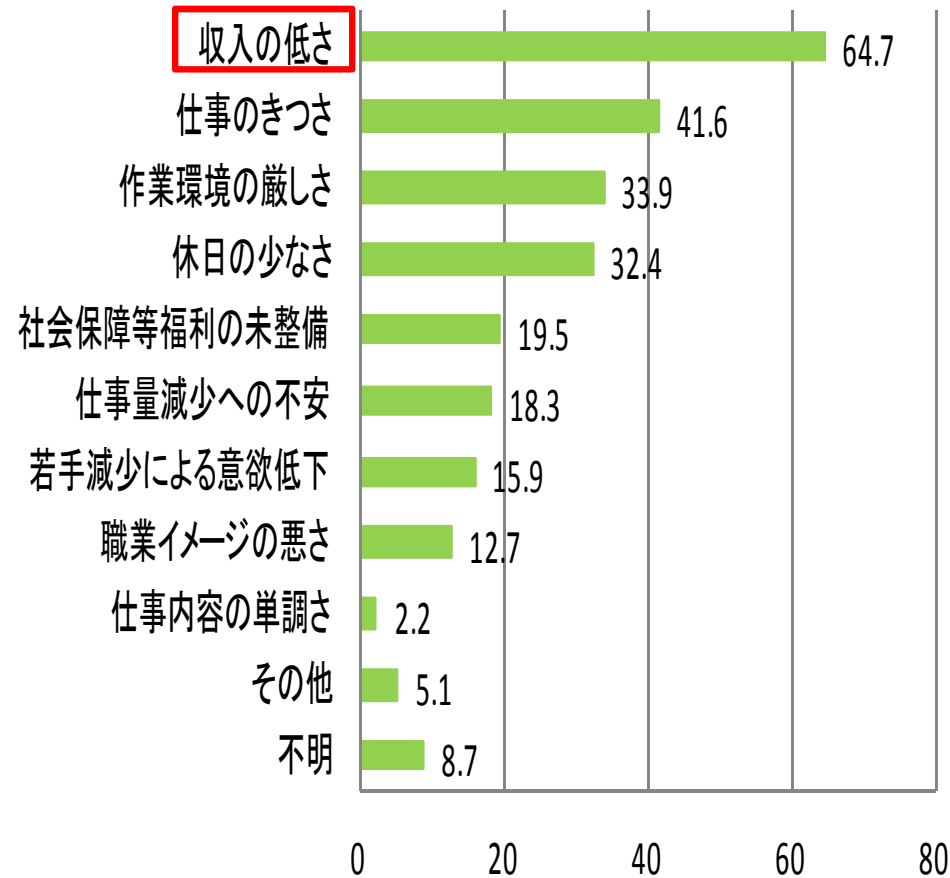


# (1)若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因

## 若手の建設技能労働者が入職しない原因



## 若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因



出所:建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」(平成19年3月)

# (2)近畿ブロック発注者協議会スケジュール(案)

	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
<b>近畿ブロック発注者協議会</b> 幹事会 運営分科会 工事検査分科会(新設)		☆		2/22 ☆	4/22 ☆	7/1 ☆	8/22 ☆	☆
<b>各府県地域発注者協議会</b> ・福井県 ・滋賀県 ・京都府 ・大阪府 ・兵庫県 ・奈良県 ・和歌山県		☆	☆	☆		福井県 開催時期未定 滋賀県 6/29協議会 京都府 10/6幹事会開催予定 大阪府 開催時期未定 兵庫県 10月下旬開催予定 奈良県 10月頃開催予定 和歌山県 4/26協議会、5/12協議会		
<b>【入契法調査】(本省)</b> (検査担当者会議) (発注者協議会研修会) (基準共有化フォローアップアンケート) (共有化基準等説明会) (工事監督検査基準の試行) (自治体ニーズヒアリング) (出前講座等)		公表 ☆	調査 ☆	公表 ☆	☆ (H28年度は 工事検査分科会へ)			<b>【H27年度開催】</b> H27.10.23 運営分科会 H27.11~府県毎説明会 ・11/11 福井県 ・12/16 奈良県 ・12/17 大阪府 ・12/18 滋賀県 ・12/24 京都府 ・1/15 和歌山県 ・2/5 兵庫県 H28.2.22 幹事会
	← 随 時 開 催 →							

# (3)平成28年度近畿ブロック発注者協議会実施体制(案)

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

近畿ブロック発注者協議会の設置要領を平成28年8月22日協議会開催時改正予定 ⇒ 市町村委員の交替等

各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう設置要領に基づく「工事検査分科会」を新設(H28.4)

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図 平成28年度実施体制(案)

### ■近畿ブロック発注者協議会

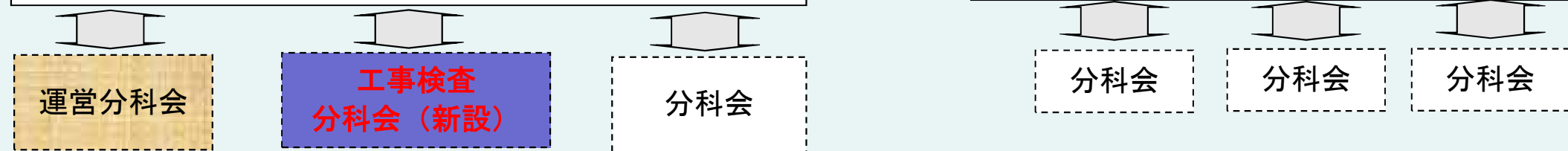
- 国の機関 14機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関  
7府県、4政令市、14市町村 (委員等の交替)
- 特殊法人等 15機関 (▲1機関)

### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の54機関

### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村 (211市町村)  
(引き続き首長に格上を検討)
- 近畿地方整備局
- 政令市 (オブザーバー)



平成28年2月22日現在

# (4)府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況

府県名	施行日 (一部予定)	協議会の構成				
		会長	副会長	委員	オブザーバー	事務局
福井県	H27.3.19	・福井県 土木部長	・近畿地整 総括技術検査官 ・福井県 土木部技幹	・市町 技術管理担当課長 ・市町 入札契約担当課長 等 ・福井県 関係課長 等 ・福井県 各土木事務所長 ・近畿地整 営繕品質管理官 ・近畿地整 関係事務所長 等	—	・福井県 土木部 土木管理課 ・近畿地整 技術管理課 ・福井河川国道事務所
滋賀県	H27.4.1	・滋賀県 土木交通部長	・近畿地整 総括技術検査官 ・滋賀県 土木交通部次長 (事務、技術)	・市 技術担当部長 ・町 技術担当課長 ・滋賀県 監理課長、室長 等 ・滋賀県 各土木事務所長 ・近畿地整 営繕品質管理官 ・近畿地整 関係事務所長 等	—	・滋賀県 監理課 技術管理室 ・近畿地整 技術管理課 ・滋賀国道事務所
京都府	H21.4.1 (改正) H27.5.1	・京都府 副知事	・京都府 建設交通部長 ・市長会会長 ・町村会会長 ・近畿地整 企画部長	・市町村長	・京都市 建設局担当局長	・京都府 指導検査課 ・近畿地整 技術管理課 ・福知山河川国道事務所
大阪府	H27.4.1	・大阪府 都市整備部長	・近畿地整 総括技術検査官	・市町村 技術担当課長 等 ・大阪府 技術管理課 参事 ・大阪府 農林水産部 課長 ・近畿地整 営繕品質管理官 ・近畿地整 関係事務所長 等	・大阪市 建設局 担当課長 ・堺市 建設局 土木監理課長	・大阪府 技術管理課 ・近畿地整 技術管理課 ・淀川河川事務所
兵庫県	H27.4.1	・兵庫県 県土整備部長	・近畿地整 総括技術検査官	・市町 担当課長 等 ・兵庫県 技術企画課・契約管理課・営繕課 各課長 ・兵庫県 農政環境部 総務課長 ・兵庫県 土木事務所長 等 ・近畿地整 営繕品質管理官 ・近畿地整 関係事務所長 等	・神戸市 建設局 技術管理担当部長	・兵庫県 技術企画課 ・近畿地整 技術管理課 ・兵庫国道事務所
奈良県	H27.3.16	・奈良県 県土マネジメント部長	・近畿地整 総括技術検査官 ・奈良県 技術管理課長	・市町村 技術管理主管課長 等 ・奈良県 奈良土木事務所長 ・奈良県 公共工事契約課長 建設業指導室長 ・近畿地整 営繕品質管理官 ・近畿地整 関係事務所長 等	—	・奈良県 技術管理課 ・近畿地整 技術管理課 ・奈良国道事務所
和歌山県	H27.5.12	・和歌山県 県土整備部長	・和歌山県市長会会長 ・和歌山県町村会会長 ・近畿地整 総括技術検査官	・市町村長 ・和歌山県 農林水産部長 ・和歌山県 各振興局 建設部長 ・近畿地整 営繕品質管理官 ・近畿地整 関係事務所長 等	—	・和歌山県 技術調査課 ・和歌山県 公共建築課 ・近畿地整 技術管理課 ・和歌山河川国道事務所

# (4)府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況

## 取り組み状況、予定について(1/2)

平成28年 6月現在

	H27年度府県ブロックの実施状況	H28年度府県ブロックの取り組み予定	課 題
福井県	福井県地域発注者協議会(H27.9.2) ・公共工事の品質確保の促進に関する取組み等についての情報交換および情報共有  福井県地域発注者協議会 検査分科会(H27.11.11) ・基準等の標準化共有化説明会	福井県地域発注者協議会の開催(開催時期未定)	平準化に向けた取り組み 市町の総合評価
滋賀県	滋賀県地域発注者協議会(第1回)開催(H27.6.3) ・発注者間の連携・支援について ・発注関係事務の適切な実施について  滋賀県公共工事契約業務連絡協議会の開催(H27.7.10) ・一般競争入札の導入・拡大 ・総合評価方式の積極的な導入・拡充  基準等の標準化共有化説明会の開催(H27.12.18)	地域発注者協議会および公共工事契約業務連絡協議会の開催(H28.6.29)	品質確保の促進に向けた取組 総合評価方式の未導入の市町があるため、引き続き入札契約制度の改善を図っていく。
京都府	2回開催(京都府公共工事契約業務連絡協議会と合同開催)(H27.9.17及びH27.12.24)	2回開催予定(京都府公共工事契約業務連絡協議会と合同開催)(H28.10.6 幹事会開催予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた入札契約制度の改正が求められているが、地元建設業界の実態把握が十分でない(地域別・年齢別・性別の就業者数、休日の状況、給与の状況等)</li> <li>・人的、財政的に厳しい市町村が入札制度改革を効率的に進められるよう、取り組むべき最低ラインを示す必要がある。</li> </ul>
大阪府	大阪府地域発注者協議会(第1回)開催(H27.6.26) ・改正品確法と「発注関係事務の運用に関する指針」について ・H27年度の発注者協議会における活動予定について 各市町村におけるニーズ調査のためにアンケートを実施(H27.8) ・ニーズの多い分野をH28重点課題として抽出	開催時期未定  前年度に抽出した課題について関係自治体間の連携を図るため、研修の実施や分科会の設置を検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平準化に向けた債務負担行為の活用</li> <li>・受注者と発注者の情報共有</li> <li>・予定価格の事後公表 等</li> </ul>

# (4)府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況

## 取り組み状況、予定について(2/2)

平成28年 6月現在

	H27年度府県ブロックの実施状況	H28年度府県ブロックの取り組み予定	課 題
兵庫県	兵庫県地域発注者協議会 (H27.8.7) ・発注者間の連携及び協力体制について ・兵庫県の取組み紹介  兵庫県地域発注者協議会 工事成績評定の共有化・標準化等に関する説明会 (H28.2.5) ・工事成績評定の共有化・標準化 ・工事成績評定に関する意見交換	第3回兵庫県地域発注者協議会の開催 (10月下旬開催予定)	未定
奈良県	平成27年10月30日に第2回奈良県地域発注者協議会を開催。 <b>【協議会の要旨】</b> ・近畿ブロック地域発注者協議会の取組について情報提供 ・以下について確認 ①予定価格の適正な設定について ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底について ③中間前払い制度の全市町村での活用について ④発注者間の連携体制の構築について ・総合評価落札方式による事業実施の推進 ・工事成績評定制度の導入推進	第3回奈良県地域発注者協議会を開催予定(10月頃)	市町村では技術系職員が不足しており、さらなる奈良県の技術支援(指導)が必要。 →総合評価落札方式に対する支援 →工事成績評定制度の導入に対する支援
和歌山県	・平成27年5月12日に県内市町村長等を委員として第1回の和歌山県地域発注者協議会を開催し、今年度は「歩切り撤廃」と「低入札対策の導入」について取り組むことを決定。 ・平成27年7月22日に幹事会を開催し、各発注機関の課題や取り組み状況について確認を行った。 ・平成28年1月15日に第2回の幹事会を開催し、和歌山県の公共工事の発注調整(平準化に向けた取り組み)について、市町村等に周知及び協力依頼を行った。また、歩切り及び低入札対策の導入状況についても共有し、低入札対策の導入及び制度運用の徹底をお願いした。 ・平成27年度の取り組みの結果、県内全市町村で「歩切りの撤廃」及び「低入札対策の導入」がなされ、今年度の目標が達成された。	和歌山県地域発注者協議会幹事会を開催 <b>(H28.4.26)</b>  第2回和歌山県地域発注者協議会を開催 <b>(H28.5.12)</b>	○低入札対策制度の運用徹底 ・最低制限価格、調査基準価格の算定方法における中央公契連モデルの活用検討等 ○工事監督検査基準の標準化・共有化の促進 ・工事成績評定要領の策定等 ○施工時期等の平準化に向けた取り組み ・数値目標の設定(上半期発注率の目標設定等)

## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改正案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局整備部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会

議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長（課長）等をもってあてる。

（分科会）

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

（地域発注者協議会）

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局（企画部技術管理課）が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

この要領は、平成27年 3月24日から施行する。

この要領は、平成27年 8月24日から施行する。

この要領は、平成28年 8月22日から施行する。



## 第4条関係(委員)

会 長	国土交通省	近畿地方整備局長	
副 会 長	農林水産省	近畿農政局	農村振興部長
副 会 長		代表府県部長	
委 員	警察庁	近畿管区警察局	総務監察部長
	財務省	近畿財務局	管財部長
	財務省	大阪国税局	総務部次長
	農林水産省	林野庁	近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省	近畿経済産業局	総務企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局	総務部長
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局	営繕部長
	国土交通省	近畿地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	近畿運輸局	総務部長
	国土交通省	大阪航空局	空港部長
	国土交通省	海上保安庁	第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省	海上保安庁	第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省	近畿地方環境事務所	所長
	防衛省	近畿中部防衛局	調達部長
		大阪高等裁判所	会計課長
	福井県	土木部長	
	滋賀県	土木交通部長	
	滋賀県	農政水産部長	
	京都府	建設交通部長	
	京都府	農林水産部	技監
	大阪府	都市整備部長	
	大阪府	環境農林水産部長	
	兵庫県	県土整備部長	
	兵庫県	農政環境部長	
	奈良県	県土マネジメント部長	
	奈良県	農林部長	
	和歌山県	県土整備部長	
	和歌山県	農林水産部長	
	京都市	建設局長	
	大阪市	建設局長	
	堺市	建設局長	
	神戸市	建設局長	
	福井市長		
	池田町長		
	近江八幡市長		
	豊郷町長		
	南丹市長		
	井手町長		

八尾市長

千早赤阪村長

小野市長

多可町長

宇陀市長

十津川村長

海南市長

上富田町長

(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長

西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 保全部長

阪神高速道路(株) 技術部長

新関西国際空港(株) 技術・安全部長

(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長

(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長

(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長

(独)国立美術館 京都国立国際美術館 館長

(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 大阪支社 総務部長

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社 支社長

(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長

~~(独)日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 関西光科学研究所  
副所長兼管理部長~~

(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 業務管理部長

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 事務所長

## 第6条関係(幹事)

幹事長	国土交通省	近畿地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	近畿農政局	農村振興部 設計課長
副幹事長		代表府県課(室)長	
幹事	警察庁	近畿管区警察局	総務監察部 会計課長
	財務省	近畿財務局	管財総括第三課長
	財務省	大阪国税局	営繕監理官
	農林水産省	林野庁	近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長
	経済産業省	近畿経済産業局	総務企画部 会計課長
	国土交通省	近畿地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術調整管理官
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 総括技術検査官
	国土交通省	近畿地方整備局	営繕部 営繕品質管理官
	国土交通省	近畿地方整備局	港湾空港部 事業計画官
	国土交通省	近畿地方整備局	総務部 契約課長
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術管理課長
	国土交通省	近畿地方整備局	営繕部 技術・評価課長
	国土交通省	近畿地方整備局	港湾空港部 品質確保室長
	国土交通省	近畿運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	大阪航空局	空港部 技術管理課長
	国土交通省	海上保安庁	第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
	国土交通省	海上保安庁	第八管区海上保安本部 総務部 經理課長
	環境省	近畿地方環境事務所	自然環境整備課長
	防衛省	近畿中部防衛局	調達部 調達計画課長
	大阪高等裁判所		会計課長補佐
	福井県	土木部	土木管理課長
	滋賀県	土木交通部	技術管理室長
	滋賀県	農政水産部	農政課長
	京都府	建設交通部	理事(指導検査課長)
	京都府	農林水産部	農村振興課長
	大阪府	都市整備部	事業管理室 技術管理課長
	大阪府	環境農林水産部	検査指導課長
	大阪府	総務部契約局	建設工事課長
	兵庫県	県土整備部	県土企画局 技術企画課長
	兵庫県	農政環境部	農政企画局 総務課長
	奈良県	県土マネジメント部	技術管理課長
	奈良県	農林部	農村振興課長
	和歌山県	県土整備部	技術調査課長
	和歌山県	県土整備部	公共建築課長
	和歌山県	農林水産部	農業農村整備課長
	京都市	建設局	監理検査課長
	大阪市	建設局	工事監理担当課長

堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)  
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)  
福井市 財政部長  
池田町 産業振興課長  
近江八幡市 総務部長  
豊郷町 企画振興課長  
南丹市 監理課長  
井手町 理事(建設課長)  
八尾市 契約検査課長  
千早赤阪村 総務課長  
小野市 財政課長  
多可町 総務課長  
宇陀市 総務部長  
十津川村 建設課長  
海南市 管財情報課長  
上富田町 産業建設課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長  
本州四国連絡高速道路(株) 保全部 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部 総務課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
鉄道建設本部 大阪支社 総務部 契約課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
国鉄清算事業 西日本支社 総務課長  
(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・検査チームリーダー  
~~(独)日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 関西光科学研究所  
管理部 経理課長~~  
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 業務管理部 調達課長  
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第7条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成20年度	大阪府
平成21年度	京都府
平成22年度	滋賀県
平成23年度	福井県
平成24年度	奈良県
平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
平成31年度	奈良県
平成32年度	和歌山県
平成33年度	兵庫県

## 2. 運用指針に基づく発注関係事務の適切な履行について

- (1) 歩切りの根絶
- (2) 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用
- (3) i-Constructionの推進
- (4) 発注や施工時期等の平準化
- (5) 総合評価落札方式の普及
- (6) 適切な設計変更
- (7) 平成28年度近畿ブロック発注協の取組内容の指標化(案)
- (8) 全国統一の指標案
- (9) 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- (10) 工事監督検査基準の標準化・共有化

# (1) 歩切りの根絶

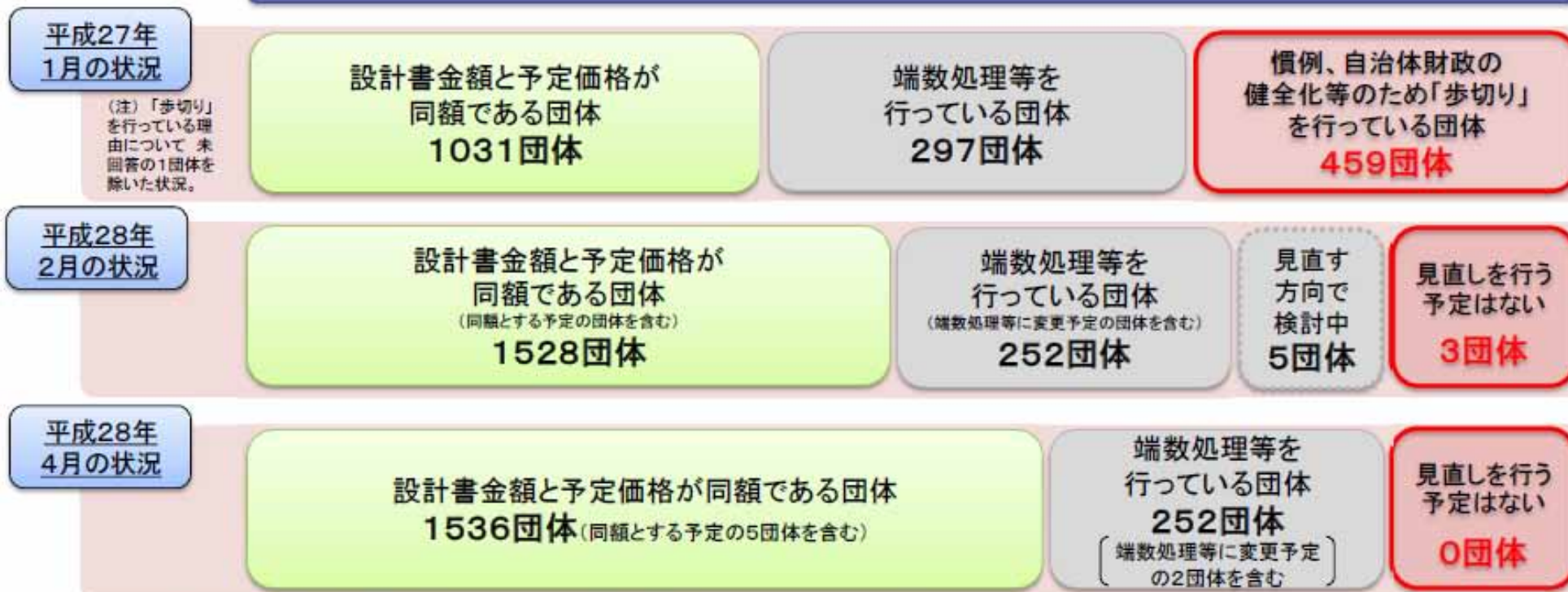
## 「歩切り」の根絶に向けた全国の動き

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、昨年1月以降、4度にわたり、地方公共団体に対して、その実態や歩切りを行う理由等に関する調査を行い、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請。



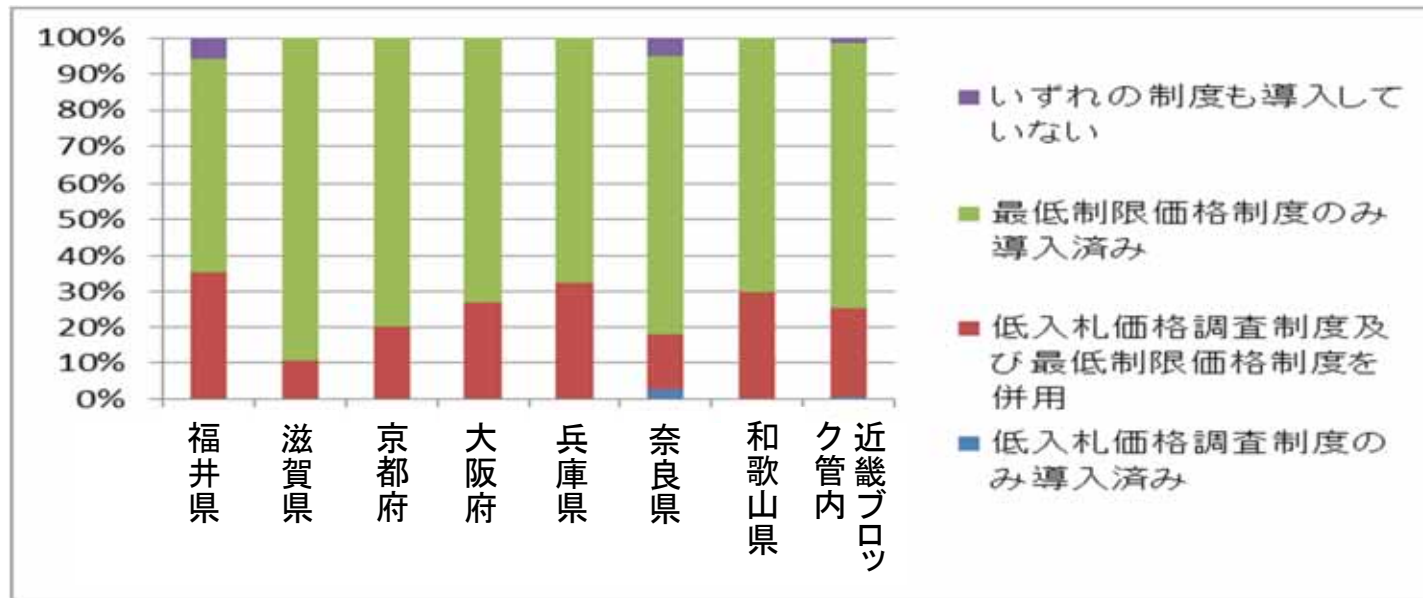
慣例や自治体財政の健全化等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体(459団体)が、**歩切りを廃止<sup>(※)</sup>することを決定**

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)



(注)平成28年2月及び4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。  
 (※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

## 低入札調査・最低制限価格制度の導入状況



		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入	低入札価格調査制度のみ導入済み	0	0	0	0	0	1	0	1
	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	6	2	5	11	13	6	9	52
	最低制限価格制度のみ導入済み	10	17	20	30	27	30	21	155
	いずれの制度も導入していない	1	0	0	0	0	2	0	3
	市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

### ○第1ステップ

いずれかの制度の100%導入を目指す

### ○第2ステップ

基準価格を公契連最新モデルに更新活用する

28年3月末状況(和歌山県は28年4月末)

制度導入検討予定	3団体
----------	-----



# (2) 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用

## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容及び適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、失格

### 低入札価格調査基準の見直しについて

○H28年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の現場管理費等の算入率を0.8から0.9へ引き上げ。

【改定内容】品質確保の観点から全ての従事者の費用を計上

(現場代理人+監理(主任)技術者 → 全ての従事者)

H20.4~H21.3	H21.4~H23.3	H23.4~	H25.5.16~	今回(H28.4.1~)
<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 2/3~8.5/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.95</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.60</li> <li>・一般管理費等 × 0.30</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.05</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.95</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.70</li> <li>・一般管理費等 × 0.30</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.05</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.95</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.80</li> <li>・一般管理費等 × 0.30</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.05</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.95</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.80</li> <li>・一般管理費等 × 0.55</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.08</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.95</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.90</li> <li>・一般管理費等 × 0.55</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.08</p>

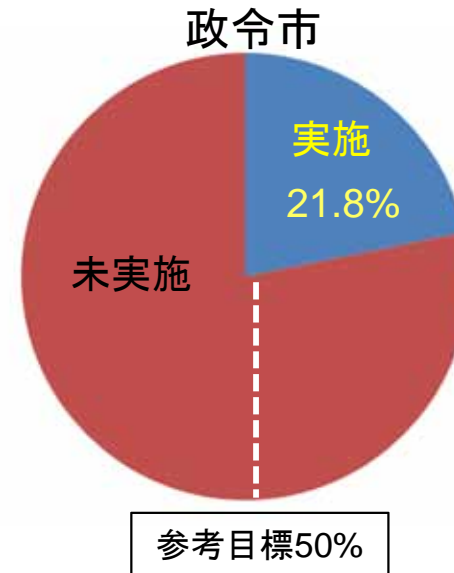
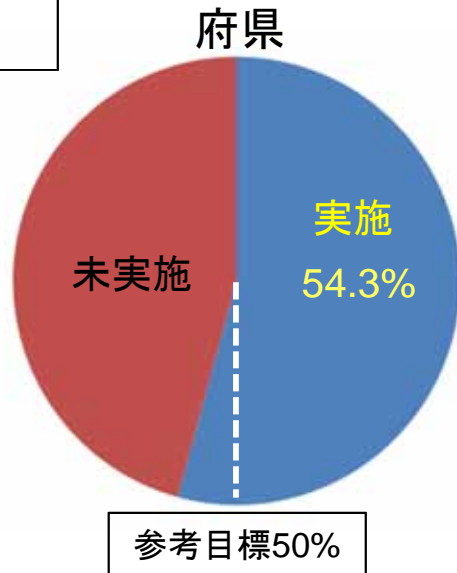
・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

# (3) 総合評価落札方式の普及(適正な入札契約方式の選定)

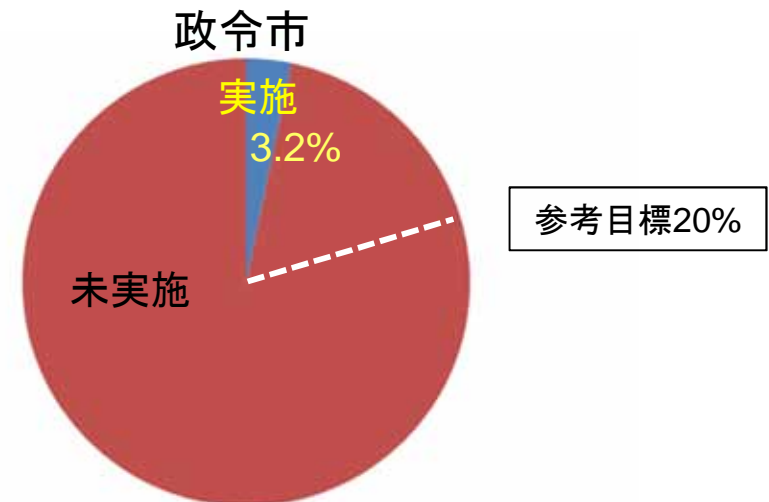
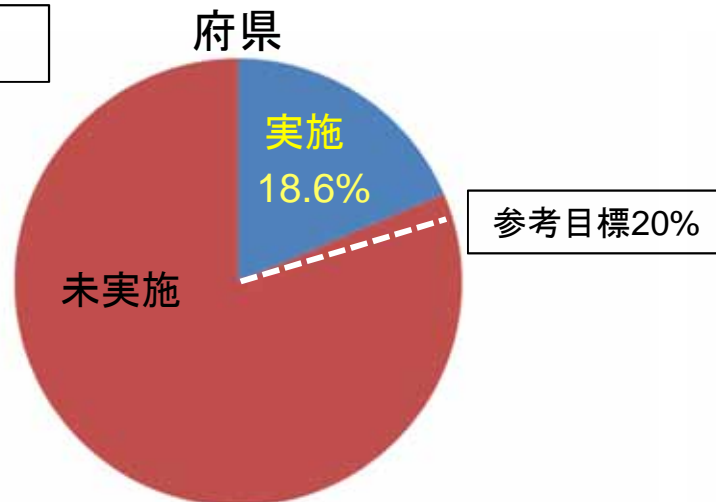
## 総合評価方式の実施状況(府県・政令市) <28年度見込み>

平成28年6月調査

### 発注金額ベース



### 発注件数ベース



建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに安全性の確保を推進

## 現場の生産性に関する現状

- 労働力過剰を背景とした生産性の低迷
- 生産性向上が遅れている土工等の建設現場
- 依然として多い建設現場の労働災害
- 予想される高齡化による労働力不足

## 目指すべきものについて

- 一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善
- 建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るなど、魅力ある建設現場へ
- 建設現場での死亡事故ゼロに
- 「きつい、危険、きたない」から「給与、休暇、希望」を目指して

## 取り組みについて

### □ ICT技術の全面的な活用

- ① UAV等を用いた3次元測量
- ② 3次元データによる設計・施工計画
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 検査の省力化

UAV等を用いた3次元測量



### □ 規格の標準化

- ① 現場打ちの効率化
- ② プレキャストの進化

規格の標準化

	目的	工法等の例
現場打ちの効率化	工場製作による効率化	鉄筋、型枠のプレハプ化 残存型枠(ハーフキャスト)
	現場作業の効率化	鉄筋の配筋 機械式定着工法 コンクリート打設 高流動コンクリート
プレキャストの進化	工場製作における効率化	サイズの規格化
	現場作業の効率化	部材を細分化する工法 部材を効率的に結合する工法

### □ 施工時期の平準化

- ① 工事着手時期の柔軟な運用等
- ② 地方自治体への普及・展開

### (近畿地整独自 PLUS 1)

### □ 受発注者間のコミュニケーションによる施工の円滑化

## 近畿地整の体制の強化

i-Constructionを推進するための体制を強化

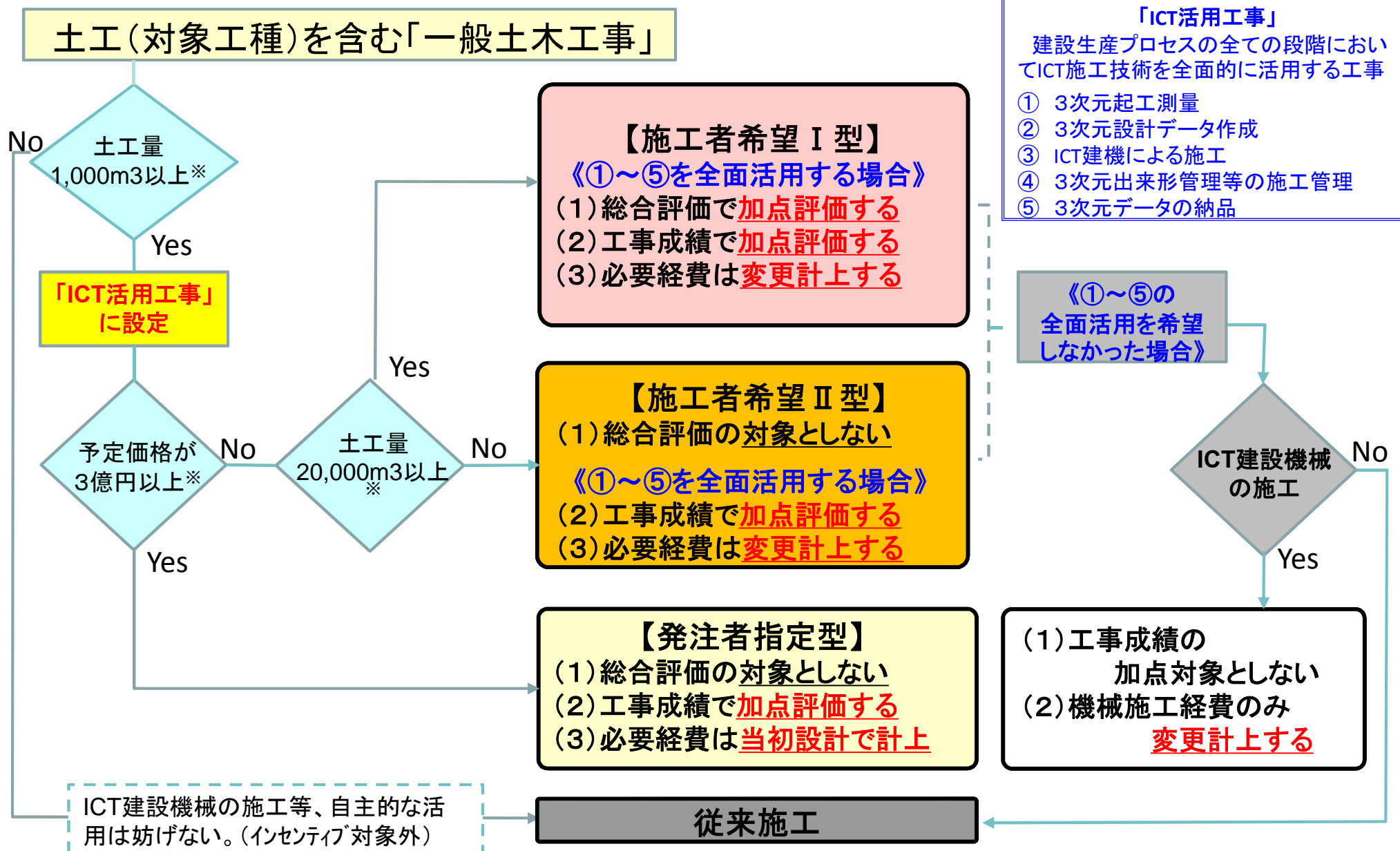
- ◇ i-Construction推進本部 【本部長:局長、部長級会議】
- ◇ i-Construction推進本部幹事会 【幹事長:企画部長、官級会議】  
(平成28年2月15日設立)

◇ 近畿ブロック i-Construction推進連絡調整会議 (平成28年3月22日設立)

- 企業経営者を対象とした現場見学会開催 (平成28年3月25日開催)

## ICT活用工事【土工】の実施方針

### ICT施工技術の活用促進



※数値は目安であり、発注方式の設定にあたっては、工事内容及び地域におけるICTの普及状況等を勘案し決定

## 【ICT活用工事導入件数】(8月1日現在)

地整	発注状況		発注者指定型	施工者希望 I型	施工者希望 II型	計	既契約※
近畿	公告・契約手続中		0	8	27	35	—
	契約済み		0	0	0	0	-
		うちICT土工を実施	0	0	0	0	1

※ 既契約は試行前に契約を行った工事

## 【i-Constructionに関する研修会・説明会件数】(7月29日現在)

地整	開催件数					
	開催済		今後の予定		合計	
	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者
近畿地整	7	20	16	15	23	35

※ 受注者・発注者合同開催含む  
 ※ 出前講座含む

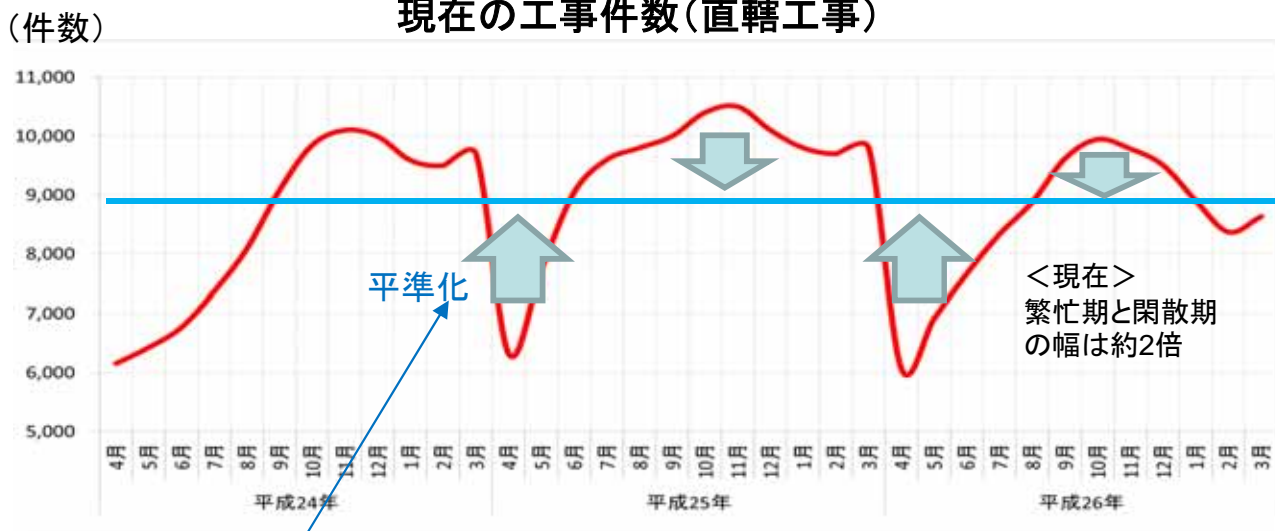
# (5)発注や施工時期等の平準化(課題と取組方針)

## 課題

予算が単年度制度のため、年度末に工期末が集中し繁忙期となる一方、年度明けは閑散期となり、技能者の遊休（約50～60万人※）が発生。

※ おしなべて技能者が作業不能日数(土日・祝日、雨天等)以外を働く(約17日/各月)として、工事費当たりの人工(人・日)の標準的なものから推計

現在の工事件数(直轄工事)



平準化

<現在>  
繁忙期と閑散期  
の幅は約2倍

上記を踏まえ

## 取組方針

- ◆ 計画的な事業のマネジメントのもと、平準化を考慮した発注計画を作成

### <前提条件>

- 降雨や休日等を考慮し、工事に必要な工期を適切に設定
- 建設資材や労働者を確保できるよう、受注者が着手時期を選定できる余裕期間を設定

- 計画的な事業執行の観点から、今まで単年度で実施していた工事の一部を、年度をまたいで2カ年で実施。
- 年度末にかかる工事を変更する場合は必要に応じて繰越制度を活用

## 平準化による効果

### <労働者の処遇改善>

- ・ 年間を通じて収入が安定
- ・ 繁忙期が平準化されるので、休暇が取得しやすくなる

### <企業の経営環境改善>

- ・ ピークに合わせた機械保有が不要になり、維持コストが軽減

- ◆ 地方自治体への普及・展開

- **発注者協議会等において、地方自治体の取組を支援**

# (5)発注や施工時期等の平準化

## 平準化促進のための取組事例(府県・政令市)

平成28年6月調査

府県名	平準化数値目標 (府県・政令市)	平準化促進のための取組事例	(参考) 上半期執行目標率
福井県	特になし	ゼロ県債・債務負担行為を利用し平準化に取り組む。 契約準備行為を前年度中に進め、新年度早期に工事発注を行う。	
滋賀県	なし	ゼロ県債について引き続き積極的に活用する。(過去の実績から、単独事業費の概ね10%以内で設定している。)	上半期における発注率は80%を目指して、可能な限り前倒し執行に努めること
京都府	目標値未設定	・交付金事業に債務負担行為を活用	繰越予算の全額と平成28年度予算の80%を発注
大阪府	-	単独事業の大半を占める維持補修等の小規模工事について、平準化の観点から早期発注に取り組んでいる。 また、平成28年度においては、総務大臣通達も踏まえ、やむを得ない理由のある案件を除き、すべての案件を対象に可能な限り上半期中の契約を目標としている。	
兵庫県	-	平成27年度補正予算において、過去最大の40億円のゼロ県債を確保するなど、早期発注に努めている。また、河川内工事等施工時期の制約がある工事について、債務負担行為の積極的活用により、年度を跨ぐ適切な工期設定を行うこととしている。	80%
奈良県	検討中	早期契約制度、フレックス工期契約制度を平成27年度から実施。	80%
和歌山県	3月が工期末の工事件数を4割程度縮減	① 債務負担行為の更なる積極活用(一般的工事への拡大) ・トンネルや橋梁など長い工期を要する工事だけでなく、護岸工事や舗装工事、修繕工事など一般的な工事の一部でも、平準化を踏まえ当初予算において債務負担行為を設定し、2箇年度に渡る工期で発注 ② 随時の繰越議案上程による工事発注 ・現状2月議会で上程しているものを、繰越事由が発生した段階で上程 ・年度末の制約なく設定する工期で発注することで、ピークが分散するとともに4~5月の工事閑散期にも施工可能となる。 ③ 早期発注の徹底(前年度からの発注準備等)	-
京都市	未定	・早期発注 ・債務負担行為の活用	上半期80%発注
大阪市	定めておりません	債務負担並びにゼロ市債の活用	-
堺市	なし	単価契約工事について債務負担行為を活用。	
神戸市	特になし	全庁向けの通知文による発注部局への周知	

## 市町村の平準化取組に対する促進・支援方法(府県)

平成28年6月調査

府県名	市町村の平準化取組に対する促進・支援方法
福井県	・地域発注者協議会を通じた意見交換 ・債務負担行為等の説明
滋賀県	・滋賀県地域発注者協議会にて、近畿地方整備局、他府県、市町村の取り組み状況等を共有し、市町村の支援を行っている。
京都府	・市町村において、平準化により、どのようなメリットがあるのかを示すことも重要と考える。
大阪府	・大阪府地域発注者協議会を通じた情報提供 ・同協議会で設置する分科会のテーマの一つとして、「平準化」を提案中
兵庫県	・「兵庫県地域発注者協議会」(H27.4設置)を活用した発注者間の情報共有に努めている。今後、平準化に関する市町の意識啓発が必要。
奈良県	・奈良県地域発注者協議会において、近畿ブロック発注者協議会資料等により、平準化の必要性や取組事例等を説明し、平準化に向けた取組を依頼する予定。
和歌山県	・和歌山県地域発注者協議会の平成28年度の取り組みとして、施工時期等の平準化に向けて、各自治体の実状を踏まえて、それぞれ数値目標を設定して取り組むことを合意(上半期発注率の目標設定等)。



## 1. 【歩切り廃止】

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

⇒ **歩切り全面廃止決定(H28.4)**

## 2. 【ダンピング対策】

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

⇒ **低入札、最低制限価格制度の設定は全ての自治体で構築を目指す**

## 3. 【入札契約方式の選択】

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。

⇒ **各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価方式の適応を検討(分科会等で調整)**

- ・ **一定規模以上の金額(各府県市町村のガイドラインに規定されている金額)を超える工事において、技術的工夫のあるものについては総合評価方式を検討**
- ・ **特に橋梁架替など、技術的工夫のあるものについては総合評価方式を検討**

## 4. 【発注・施工時期等の平準化】

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

⇒ **当該年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額との比率により平準化の指標について全国統一指標案に基づき評価・分析し、近畿ブロックでの目標等を分科会等で調整**

## 5. 【適切な設計変更】

設計変更ガイドラインの策定・活用状況及び設計変更の実施工事率を把握し、適切な設計変更の実施に向け、全国統一指標案に基づき評価・分析し、近畿ブロックでの指標値を分科会等で調整

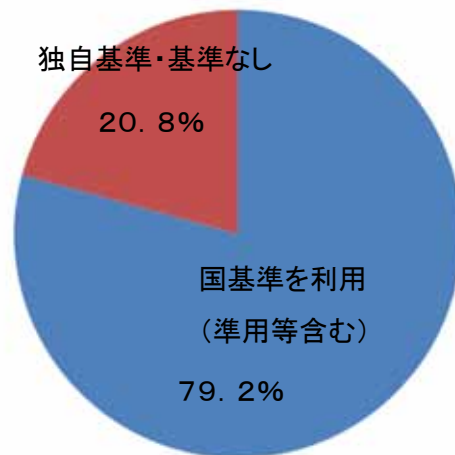
# (9) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

■ 府県政令市に比べて市町村の基準・要領の標準化率は低いが、「独自基準」や「基準なし」が概ね減少しており**基準・要領の標準化が進んでいる**。

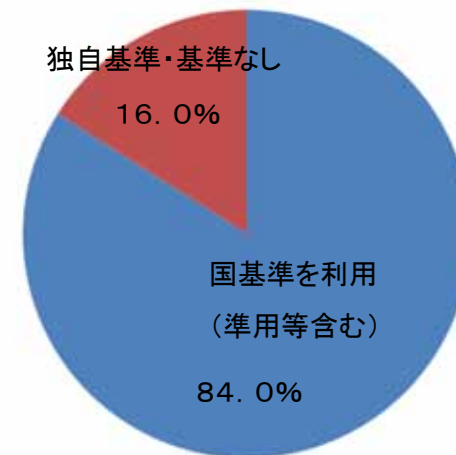
基準・要領 ⇒ 契約・積算・監督・検査等

(28年1月調査)

府県政令市

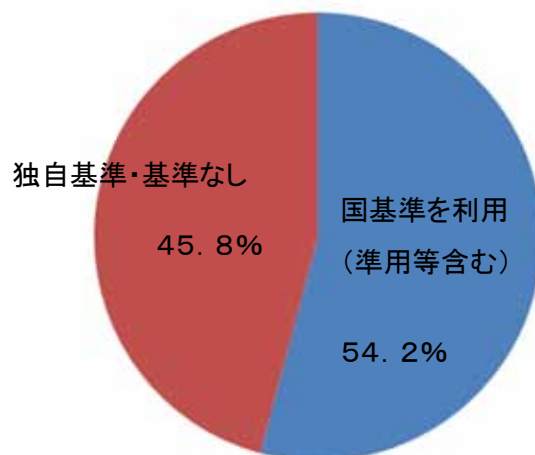


27年度

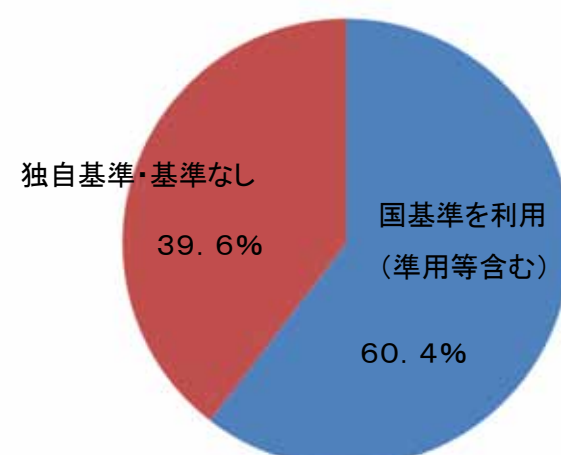


28年度

市町村



27年度



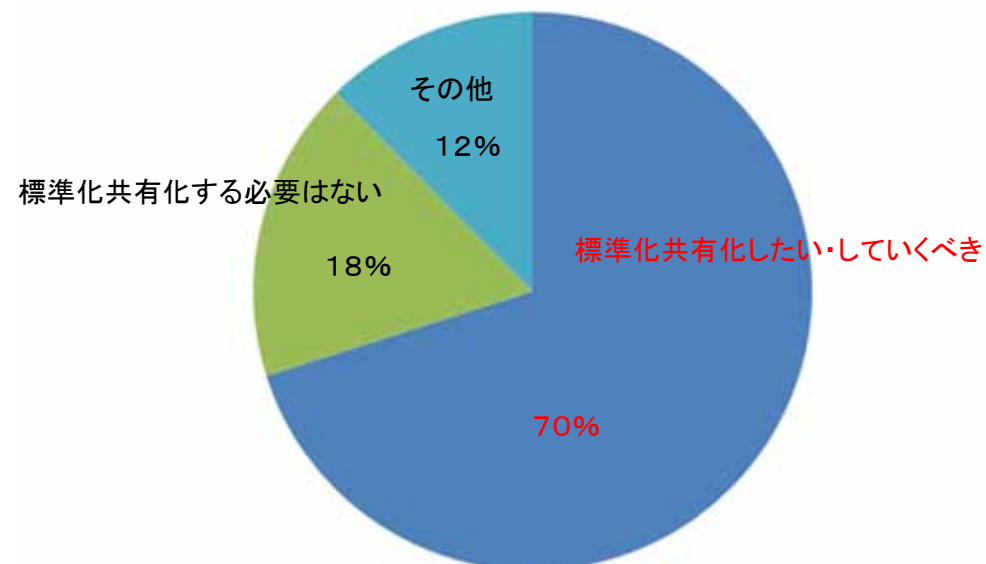
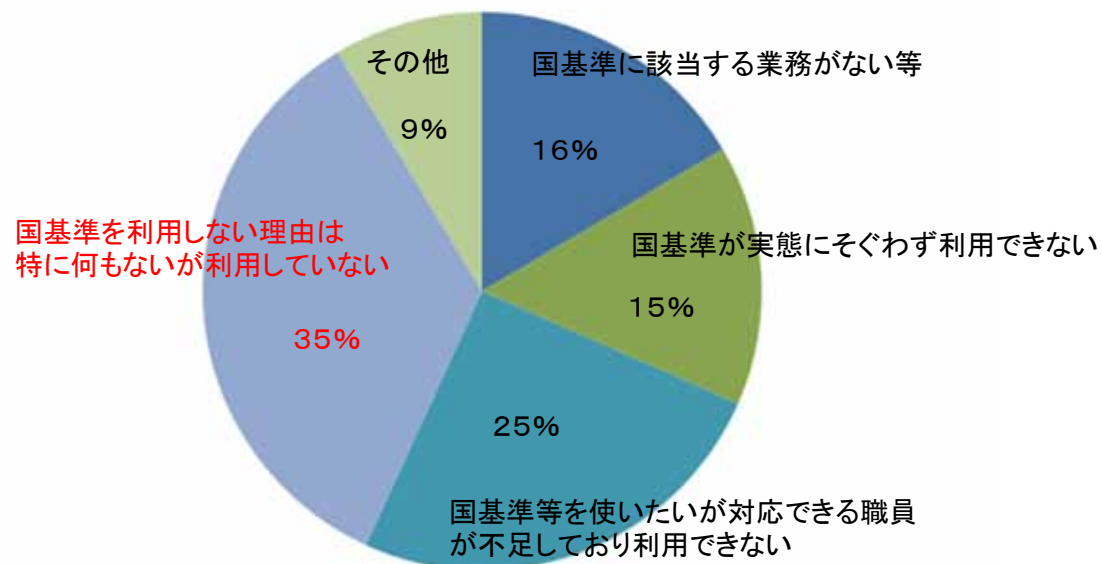
28年度

# (9) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

## 国基準を利用していない理由

- 「国基準を利用しない理由は特に何もない」が最も多く **35%**
- 一方、「標準化共有化したい・していくべき」は **70%**にも及ぶ

**市町村への標準化・共有化の進捗に向け、支援が必要**



# (9) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

【管内市町村検査担当者、発注協担当者を対象に説明会を開催(標準化・共有化)】

■説明会内容(基準類の標準化共有化 ← 直轄基準や取組についての説明)

- ・条件明示(入契制度の説明)
- ・低入札、公契連モデル
- ・施工体制点検要領

## ○工事監督基準

## ○工事検査基準

- ・設計変更ガイドライン等(条件明示を含む)
- ・建築工事積算基準

※ **工事監督、検査基準の標準化・共有化について**  
 集中的に実施することを分科会(府県政令市)  
 で提案。(1府県2~6市町村でH27年度試行)



技術副所長より説明

◆近畿管内31自治体において同一  
 工事成績評価基準で試行を実施

### 試行自治体

福井県	福井市				
近江八幡市	甲賀市	米原市			
京都府	京都市	亀岡市	京丹後市	宇治市	
大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	八尾市	富田林市
兵庫県	神戸市	姫路市	加古川市	宝塚市	
大和郡山市	天理市	五條市	宇陀市	斑鳩町	三宅町
和歌山県	橋本市	岩出市	日高川町		

# (10) 工事監督検査基準等の標準化・共有化

## ◆国土交通省「重点施策2015」

社会資本整備の生産性を高める生産管理システムを強化し「施工・仕様」「工事関係書類」「**成績評定**」の三大**標準化**を目指す。

## ◆品確法運用指針

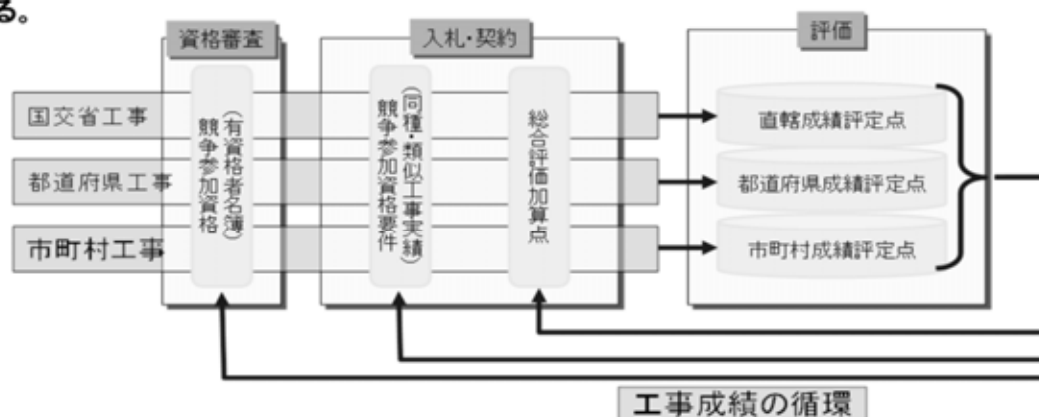
**工事成績評定**については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の**標準化**を進める。

(背景)

- ・建設業の技術者の約3割が100時間以上の所定外労働を強いられている
  - ・死傷事故が製造業の約2倍に上り、労働環境の改善が必要
- ⇒人口減少社会に対応するため生産性向上が不可欠であり、**諸基準を標準化することで効率化と高付加価値化を目指す**

### 工事成績共有化の目的

- 一つの工事の成績評定点が、当該発注者に限らず複数の発注者において共通利用されることにより、工事成績の重要性が増加する。このため、企業の工事品質に対する向上努力(成績評定点向上のインセンティブ)が期待され、公共工事の品質確保に向けた好循環が構築される。



- 直轄及び都道府県の工事成績評定を市町村が活用可能な環境を整備することにより、市町村での総合評価方式拡大の動機となる。又、直轄工事の工事成績評定を都道府県が活用することにより総合評価方式の充実が可能。
- 他機関実績を有効に活用することにより、より適切な評価が可能となり、入札における技術競争がさらに充実する。

基準の標準化は**発注者、受注者の双方にメリット**

工事成績評定について、**評定結果の発注者間の相互利用を促進**  
(府県政令市発注工事実績を直轄工事の総合評価で活用などを実施済み)

→ **成績評定項目、評定方法の標準化を図る**

## H27年度 出前講座の開催実績

・18団体で約1,200名の参加

## H28年度 出前講座の開催予定

番号	講演等依頼先	講演実施日	参加人数	講座名
1	貝塚市	平成28年5月30日	20	入札・契約制度について
2	奈良県	平成28年6月24日	50	建設行政を取り巻く最近の話題、適正な検査と工事成績評価について
3	福井県建設業協会	平成28年7月24日	80	入札・契約制度について
4	福井県建設業協会	平成28年9月9日	80	建設行政の最近の話題、適正な検査と工事成績評価について
5	和歌山県	平成28年7月13日	80	建設行政の最近の話題、適正な検査と工事成績評価について
6	茨木市	平成28年9月28日	50	工物品質管理と監督検査について

### 「出前講座」について

近畿地方整備局では、国民のみなさまとの対話を重視した“コミュニケーション型国土行政”の推進のため、近畿地方整備局の事業や施策について、さらに知っていただくとともに、みなさまからのご意見・ご要望を聞かせていただくための場として、「出前講座」を開設しています。

国土交通行政に関する疑問や興味のある点について、職員の持つ知見や国土交通行政に関する最新情報を交え、わかりやすくお話をさせていただきます。

### 利用方法

講座開催日の1ヶ月前までに、希望する講座(近畿地方整備局HP)を選び、所定の申込書でメール若しくはFAXで申込

### 申込先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

TEL: 06-6942-1141 FAX: 06-6942-7463 mail: otaori@kkr.mlit.go.jp

# (10) 工事監督検査基準等の標準化・共有化

## H28年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会実績

番号	年月日	工事	臨場立会者	臨場人数
1	H28.6.30	紀北西道路安上岩出(東側)トンネル工事	和歌山県職員	2名
2	H28.6.30	紀北西道路上野地区他改良工事	和歌山県職員	2名
3	H28.7.7	城陽IC関連寺田地区改良Kランプ橋他鋼上部工事	京都府職員	2名
4	H28.7.7	大和御所道路水泥トンネル工事	奈良県職員	2名
5	H28.7.19	加古川下流尾上地区河道掘削工事	兵庫県職員 神戸市職員	2名 1名
6	H28.7.26	和歌山岬道路孝子トンネル工事	大阪府職員 堺市職員	1名 2名
7	H28.7.27	大和御所道路出屋敷高架橋(P14-P17)鋼上部工事	奈良県職員	2名
8	H28.7.29	水口道路東名坂地区他改良舗装工事	滋賀県職員	2名
9	H28.8.2	八鹿日高道路三谷トンネル(南側)工事	兵庫県職員	1名
10	H28.8.4	天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備減勢池部建設工事	滋賀県職員	2名

毎月初旬に臨場可能な検査予定を検査箇所にある府県にメールで情報提供

### 平成28年6月工事検査一覧表

平成28年6月1日作成

対象	事務所	出張所	検査日	検査実施場所	工事名	種別	検査官氏名	前回までの検査官	業者名	検査立会予定者 (役職、氏名)	備考
和歌山県	和歌山	六十谷監督官詰所	2016/6/30 9:15~	六十谷監督官詰所 和歌山県和歌山市六十谷 226-76	紀北西道路安上岩出(東側)トンネル工事	完成	島山検査官	H28.2.5(第2回既済・中間)森本検査官 H27.8.20(完済)森本検査官 H26.12.24(第1回既済・中間)西嶋工品官	西松建設(株)		
和歌山県	和歌山	六十谷監督官詰所	2016/6/22 9:00~	六十谷監督官詰所 和歌山県和歌山市六十谷 226-76	紀北西道路上野地区他改良工事	完成	小崎検査官	H27.10.20(第1回既済・中間)森本検査官 H27.3.12(第1回中間)藤井検査官	(株)熊谷組		
兵庫県	豊岡	和田山監督官詰所	2016/6/29 9:45~	現場事務所 (豊岡市日高町国分寺400-14 大林組現場事務所)	八鹿日高道路久斗トンネル工事	既済(中間技術含む)	小崎検査官	H27.9.17(第1回既済・中間)藤井検査官	(株)大林組大阪本店		

#### 注意点等)

- ①各工事とも、検査立会予定者は基本2名迄でお願いします。
- ②検査会場への交通手段は、検査立会予定者でお願いします。
- ③現場へ行く場合、長靴等の準備もお願いします。

# (10) 工事監督検査基準等の標準化・共有化

## 工事監督検査基準等の標準化共有化説明（講習）会

～工事品質の確保・向上を目指して～

近畿ブロック発注者協議会で取り組んでいる基準・要領・システムの標準化・共有化のうち、工事監督検査基準等について説明会（講習会）等を実施し延べ約600名の発注者の担当者が参加。



発注者間の連携  
により実現

### 参加者から寄せられた意見など

- ◆事務で色々と苦勞しており講習会等でもっと勉強したい
- ◆評価を行う運用について教えて欲しい
- ◆新しい技術についての情報が欲しい
- ◆小規模工事の評価基準づくりを推進して欲しい

◆近畿管内31自治体による  
同一工事成績評価基準の  
試行

工事監督検査基準の標準化、共有化を目指すうえで諸課題を整理把握するため、近畿管内の31自治体において同一工事成績評価基準で試行

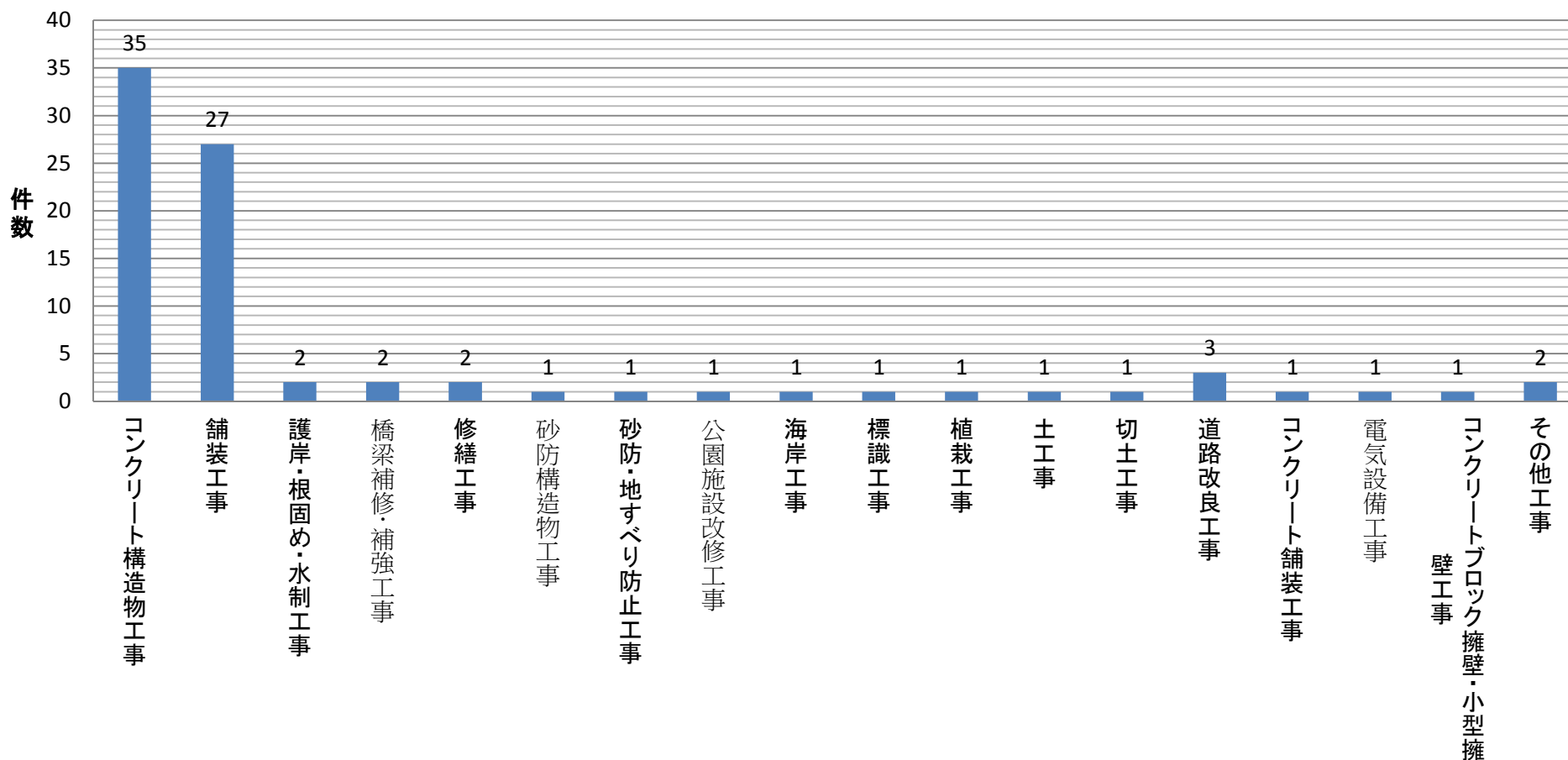
	実施日	参加人数
福井県	11月11日	26
滋賀県	12月18日	41
京都府	12月24日	53
大阪府	12月17日	114
奈良県	12月16日	79
和歌山県	1月15日	50
整備局講習会	1月21日	92
大阪府講習会	1月26日	57
兵庫県	2月5日	85
合計		597



## 自治体における工事評定試行の結果

### ○工種別件数

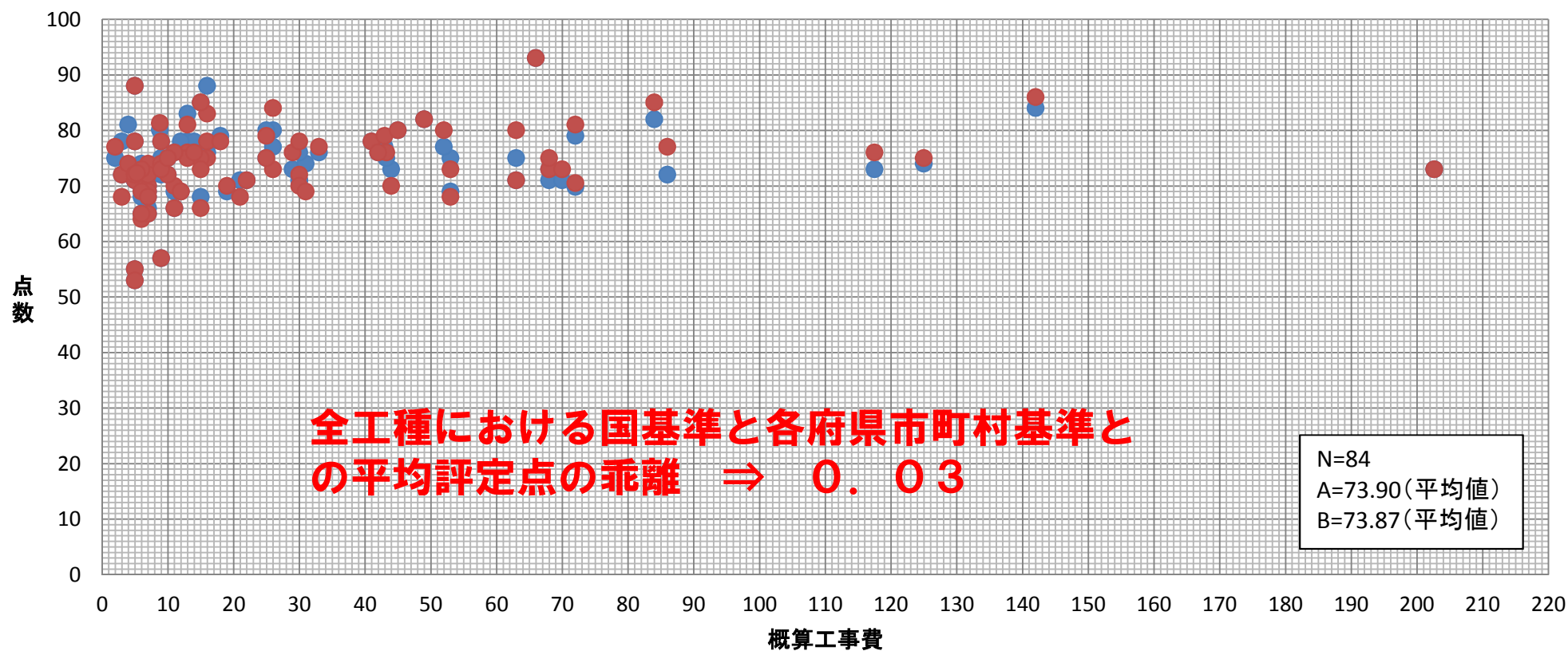
工種別件数



## 自治体における工事評定試行の結果

### ○全体評価点

全体



●A 試行基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

●B 既存基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

## 3. 発注者間の連携及び協力体制について

---

- (1) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口の活用
- (2) 近畿地方整備局における自治体総合評価委員会への派遣
- (3) 近畿地方整備局における自治体向け研修

# (1) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口の活用

## 市町村への相談窓口を設置

- ◆地方公共団体(市町村)における入札契約、発注業務、監督・検査・成績評定、職員の育成等、市町村が支援を必要とする事項に対する「**公共工物品質確保の相談窓口**」を、**近畿地方整備局及び各府県に設置(平成26年12月設置)**
- ◆近畿地方整備局では、**各市町村毎に担当事務所及び相談窓口担当者**を定め、各市町村に周知
- ◆開設時から運用指針に係る77の問い合わせがあった。(近畿:6/30現在)

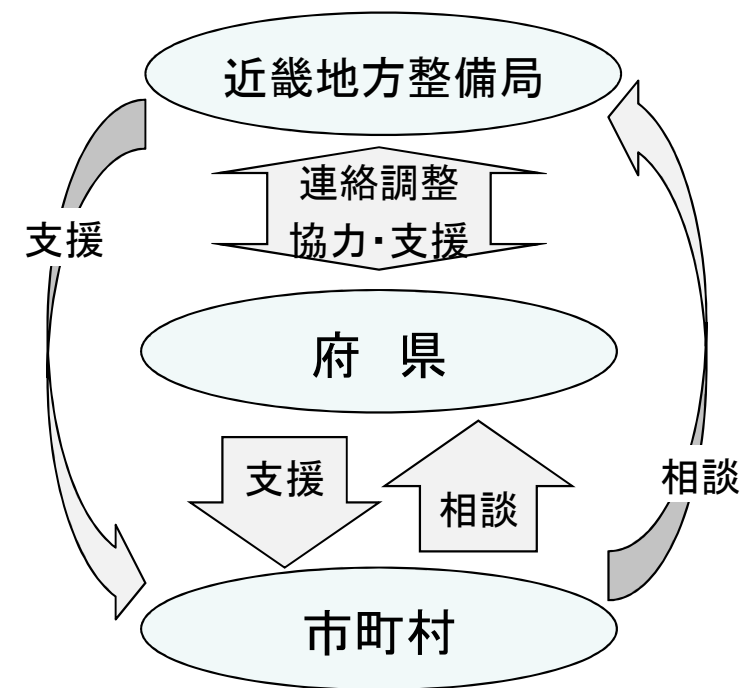
## 相談窓口一覧

近畿地方整備局HP

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/hinkaku/soudanmadoguti.pdf>

機関名	部署名	連絡先		
		電話番号	FAX番号	メールアドレス
国土交通省 近畿地方 整備局	企画部技術管理課 (土木関係)	06-6942-1141	06-6942-7825	<a href="mailto:hinkaku@kk.mlit.go.jp">hinkaku@kk.mlit.go.jp</a>
	市町村には、担当事務所の相談窓口連絡先を周知しております。			
	営繕部計画課 (建築関係)	06-6942-1141	06-6943-8452	—
福井県	土木部 土木管理課	0776-20-0471	0776-22-8164	<a href="mailto:kanrika@pref.fukui.lg.jp">kanrika@pref.fukui.lg.jp</a>
滋賀県	土木交通部 監理課技術管理室	077-528-4118	077-524-0943	<a href="mailto:dbkikaku@pref.shiga.lg.jp">dbkikaku@pref.shiga.lg.jp</a>
京都府	建設交通部 指導検査課	075-414-5219	075-414-5243	<a href="mailto:shido@pref.kyoto.lg.jp">shido@pref.kyoto.lg.jp</a>
大阪府	都市整備部 事業管理室	06-6944-6038	06-6944-6772	<a href="mailto:toseijikan-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp">toseijikan-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp</a>
兵庫県	県土整備部県土企画局 技術企画課	078-362-9287	078-362-4433	<a href="mailto:Kendo_gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp">Kendo_gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp</a>
奈良県	県土マネジメント部 技術管理課	0742-27-7608	0742-24-2310	<a href="mailto:gijutsu@office.pref.nara.lg.jp">gijutsu@office.pref.nara.lg.jp</a>
和歌山県	県土整備部県土整備政策局 技術調査課	073-441-3082	073-428-1810	<a href="mailto:e0811001@pref.wakayama.lg.jp">e0811001@pref.wakayama.lg.jp</a>

## 相談/協力等の流れ



# (1) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口の活用

## 市町村支援担当事務所

府県	担当事務所		地方公共団体
	近畿地方整備局	06-6942-1141	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
福井県	福井河川国道	0776-35-2661	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、鯖江市、あわら市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、若狭町、高浜町、おおい町
	九頭竜川ダム	0779-66-5300	大野市、勝山市
	足羽川ダム工事	0776-27-0642	坂井市、池田町
滋賀県	滋賀国道	077-523-1741	大津市、彦根市、長浜市、東近江市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、米原市、高島市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	琵琶湖河川	077-546-0844	近江八幡市、草津市
京都府	淀川河川	072-843-2861	宇治市、京田辺市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、和束町、精華町
	京都国道	075-351-3300	亀岡市、南丹市、宇治田原町、笠置町、南山城村
	福知山河川国道	0773-22-5104	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、京丹波町、与謝野町、伊根町
大阪府	大阪国道	06-6932-1421	岸和田市、泉大津市、高槻市、泉佐野市、東大阪市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町
	浪速国道	072-833-0261	吹田市、貝塚市、枚方市、寝屋川市、大東市、和泉市、門真市、四條畷市、交野市、熊取町、岬町
	淀川河川	072-843-2861	守口市、茨木市、摂津市、島本町
	大和川河川	072-971-1381	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南市、千早赤阪村
	猪名川河川	072-751-1111	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
兵庫県	兵庫国道	078-334-1600	明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、三田市、篠山市、丹波市、淡路市、南あわじ市、多可町
	姫路河川国道	079-282-8211	姫路市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、加西市、加東市、宍粟市、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
	豊岡河川国道	0796-22-3126	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	猪名川河川	072-751-1111	尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町
奈良県	奈良国道	0742-33-1391	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町、大淀町、吉野町、下市町、山添村、黒滝村、下北山村、上北山村、東吉野村
	大和川河川	072-971-1381	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、上牧町、王寺町、河合町
	木津川上流河川	0595-63-1611	曾爾村、御杖村
	紀伊山地砂防	0747-25-3111	天川村、野迫川村、十津川村
	紀の川ダム	0747-25-3013	川上村
	国営飛鳥歴史公園	0744-54-2662	高取町、明日香村
和歌山県	和歌山河川国道	073-424-2471	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町
	紀南河川国道	0739-22-4564	御坊市、田辺市、新宮市、美浜町、日高川町、みなべ町、印南町、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村

※担当は副所長(技術)又は工事品質管理官等

## (2)近畿地方整備局における自治体総合評価委員会への派遣

- ・ 地方公共団体が開催する総合評価委員会に近畿地方整備局職員が委員として出席
- ・ 技術提案項目内容、技術提案評価等を実施
- ・ 近畿地整管内の16自治体の委員会にのべ25事務所の職員を派遣予定(意見聴取含む)

地方公共団体の総合評価委員会への近畿地整職員の派遣状況 (27年度・28年度予定)

H28.6現在

	府 県	政令市	市町村
福井県	福井県(福井河川国道)		福井市(福井河川国道)
滋賀県	滋賀県(営繕部、琵琶湖河川、滋賀国道)		
京都府	京都府(京都国道)		宇治市(淀川河川) 舞鶴市(福知山河川国道)
大阪府		大阪市<水道>(大阪国道) 堺市(営繕部、大和川河川)	高槻市(営繕部)、泉南市(営繕部) 池田市(営繕部)
兵庫県		神戸市(兵庫国道)	芦屋市(兵庫国道)、姫路市(姫路河川国道) 赤穂市(姫路河川国道)
奈良県	奈良県(大和川河川、奈良国道、京都営繕、 施工企画課)		柏原市(大和川河川)
和歌山県	和歌山県(和歌山河川国道、紀南河川国道)		
計	5府県(11事務所)	3政令市(4事務所)	8市(10事務所)

### (3)近畿地方整備局における自治体向け研修

- ・「建設生産システム」研修をはじめ、近畿地方整備局主催の研修に地方自治体の受講生を受入れ
- ・平成27年度は11の研修で172名を受入れ。

機関別・研修コース別受講人数表(平成27年度)

H27年度実績

	府県政令市	市町村（政令市を除く）	合計	受け入れ枠
河川管理	4	1	5	5
環境技術	2	1	3	10
道路管理	2	5	7	5
建設生産システム（監督員級）	8	2	10	5
建設生産システム（事務所係長級）	1	0	1	5
広域・都市計画	3	1	4	5
橋梁技術（初級Ⅰ）Ⅰ期	15	24	39	35
橋梁技術（初級Ⅰ）Ⅱ期	12	28	40	35
橋梁技術（初級Ⅰ）Ⅲ期	14	26	40	35
橋梁技術（初級Ⅱ）	5	7	12	25
トンネル	10	1	11	10
合計	42	130	172	175

### (3)近畿地方整備局における自治体向け研修

- ・ 28年度においても「建設生産システム」研修をはじめ、近畿地方整備局主催の研修に地方自治体の受講生を受入れ予定

#### 平成28年度 研修実施予定(自治体受講生受入れ)

研 修 名	実 施 場 所
橋 梁 技 術 ( 初 級 I )	I 期 : 7 月 1 9 日 ~ 7 月 2 2 日 II 期 : 9 月 2 7 日 ~ 9 月 3 0 日 III 期 : 1 0 月 2 5 日 ~ 1 0 月 2 8 日
ト ン ネ ル	1 0 月 3 日 ~ 1 0 月 5 日
道 路 管 理	6 月 1 3 日 ~ 6 月 1 6 日
河 川 管 理	5 月 1 6 日 ~ 5 月 2 0 日
建 設 生 産 シ ス テ ム ( 監 督 員 級 )	8 月 2 9 日 ~ 9 月 2 日
建 設 生 産 シ ス テ ム ( 事 務 所 係 長 級 )	7 月 4 日 ~ 7 月 6 日
ダ ム ・ 砂 防	1 0 月 1 7 日 ~ 1 0 月 2 1 日
橋 梁 技 術 ( 初 級 II )	1 0 月 1 1 日 ~ 1 0 月 1 4 日
堤 防 技 術	1 2 月 5 日 ~ 1 2 月 7 日
洪 水 解 析 ・ 予 測 技 術	1 1 月 7 日 ~ 1 1 月 9 日
建 設 生 産 シ ス テ ム ( 主 任 監 督 員 級 )	1 2 月 5 日 ~ 1 2 月 9 日
新 技 術 ・ 情 報 化 施 工	1 2 月 1 2 日 ~ 1 2 月 1 6 日
電 気 通 信 技 術 ( 上 級 )	9 月 5 日 ~ 9 月 9 日
港 湾 事 務 ・ 技 術 者	9 月 5 日 ~ 9 月 7 日



## 4. その他

---

- (1) 各府県地域発注者協議会等の取り組み
- (2) 近畿地整の取り組み等(企画部)
- (3) 近畿地整の取り組み等(営繕部)

# 京都府地域発注者協議会の取り組み

## 平成27年度 京都府発注協幹事会を開催 ～発注関係事務についての情報共有と連携強化を確認～

- 平成27年12月24日(木)京都府自治会館において京都府公共工事発注者協議会幹事会を開催。
- 事務局より
- ①品確法運用指針に関する取組
- ②基準・要領・システム等の標準化・共有化
- ③『営繕積算方式』活用マニュアル
- ④適切な監督・検査
- について説明、それぞれの内容について活発な意見交換が行われた。

### <出席者>

- 近畿地方整備局  
企画部、京都営繕事務所、京都国道事務所、福知山河川国道事務所、淀川河川事務所
  - 京都府 建設交通部、山城北・南丹・中丹東・丹後各土木事務所
  - 市町村 14市8町1村
  - オブザーバー(京都市)
- 計52名が出席

### 主な意見

- ◆地元業界から、低入札調査基準価格等の対象工事、採用モデルの係数が厳しく負担となっているとの意見が挙がっているため、基準価格等の見直しを願う。
- ◆設計変更、工事の一時中止について、具体事例等の情報共有により、自治体の担当職員が安心して業務に取り組める仕組みがほしい。
- ◆評定基準や評点の利用について
- ・評点は格付け・総合評価に反映、優良表彰、指名回数が増又は指名の除外など、受注機会への反映への利用がある一方、地域の建設業者が少ない自治体では、評点の利用が難しい実情が見られた。
- ・検査・評定に対しては、検査員によるばらつきがほとんどの市町村で共通の課題。また、若手職員へのノウハウの継承、技術職員のスキルアップ、件数や技術職員が少なく検査の体制の確保が難しい、受注者側の検査体制の確保などが課題として認識されている。
- ・評定要領の標準化、評定結果の相互乗入については、受注機会の拡大に期待が寄せられると同時に、工事規模による評点の差、共有システムの構築、メリットが生まれるかどうか等について、不安が残る意見があった。

# 「第2回 奈良県地域発注者協議会の開催について」

## 1. 協議会の目的

奈良県内における近畿地方整備局、県、市町村の公共工事の各発注者において、「発注関係事務の運用に関する指針」※を踏まえた発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施を図り、もって奈良県内における公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として開催しました。

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律(H26.6.4改正)(品確法)」第22条に基づき、平成27年1月30日策定

## 2. 開催日時

平成27年10月30日(金)10:00～11:30

## 3. 開催場所

奈良商工会議所 大ホール

## 4. 参加者(67名)(内委員51名)

《県(県土マネジメント部)》

県土マネジメント部長、奈良土木事務所長、  
公共工事契約課長、技術管理課長、建設業指導室長 他

《近畿地方整備局》

企画部総括技術検査官、営繕部営繕品質管理官、  
奈良国道事務所他関係5事務所所長 他

《市町村》

県内39市町村担当課長 他

## 5. 協議会の主な概要

- ①近畿ブロック発注者協議会の取り組み状況について
- ②奈良県地域発注者協議会の取り組み状況について



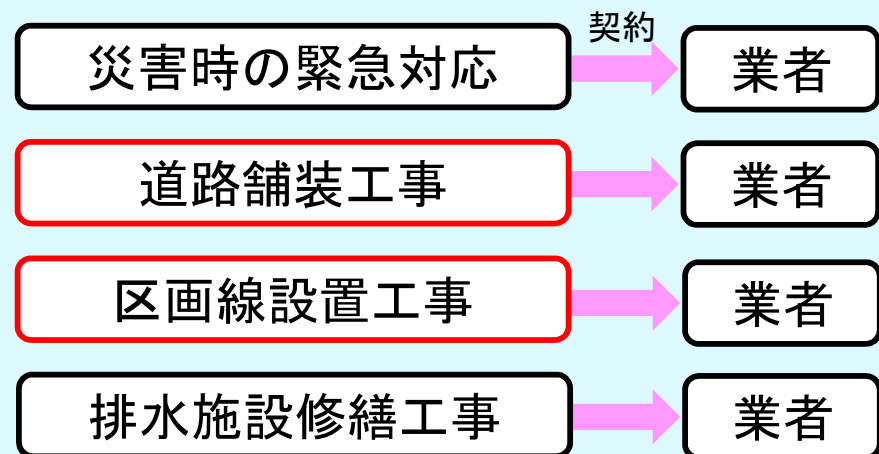
・「品確法」の改正により、平成27年1月30日に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」に示されている以下の点について、各発注者間において確認しました。

- ① 予定価格の適正な設定について
  - ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底について
  - ③ 中間前払い制度の全市町村での活用について
  - ④ 発注者間の連携体制の構築について
- ・総合評価落札方式による事業実施の推進・工事成績評定制度の導入推進

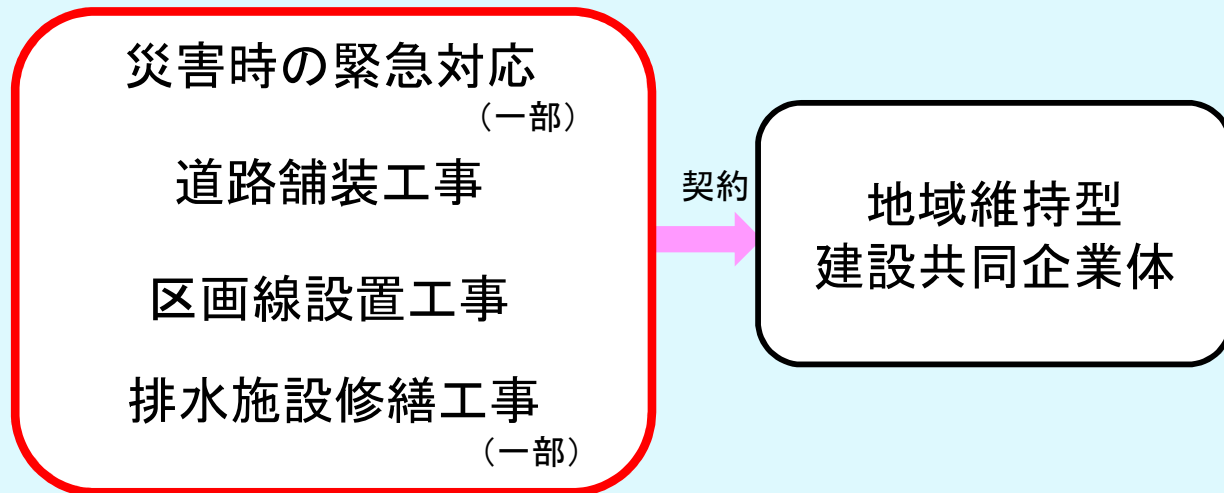
# 【京都市】市内事業者との協働による公共土木施設維持管理の推進

○これまで、工事ごとに事業者と契約していた、災害時の緊急対応、道路舗装、排水施設修繕等の工事について、地域の実情に精通している地元建設業者で構成された建設共同企業体（土木工事業者と舗装工事業者の地域維持型建設共同企業体）と包括的な1つの単価契約を締結。

## 平成26年度まで



## 平成27年度から



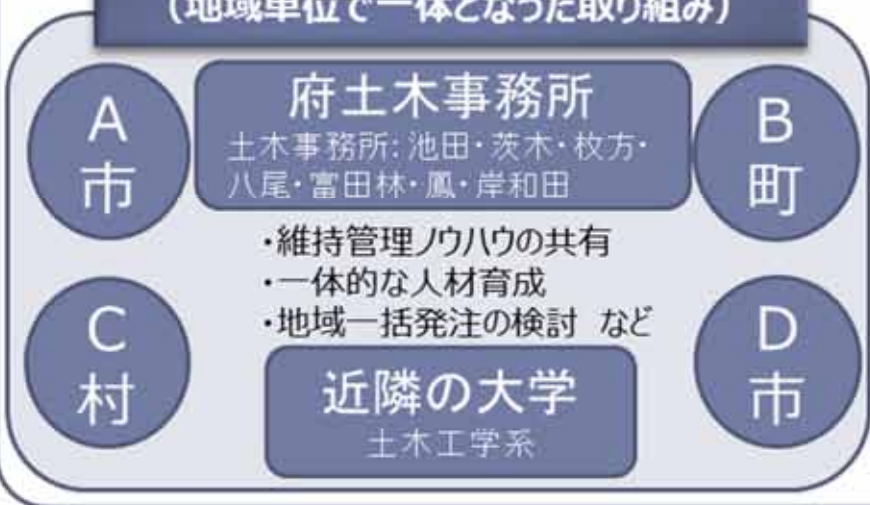
単価契約

### 【取組の効果】

1. 包括契約により、年間を通じた施工量を確保・平準化  
→維持補修や災害対応を担う市内業者の育成・確保
2. 一部工種の単価契約化により、契約事務が迅速化

# 大阪府の取り組み

## 地域維持管理プラットフォーム (地域単位で一体となった取り組み)



## PFの主な活動

- 1)府と市町村との連携
  - ①維持管理ノウハウや情報の共有
  - ②維持管理業務の地域一括発注の検討
- 2)行政と大学との連携
  - ①府・市町村に対する技術的助言
  - ②府・市町村のフィールドやデータを活用した維持管理の共同研究
- 3)府、市町村、大学の連携
  - ①研修などによる一体的な人材育成

**連携先**

- ・土木の近隣にある大学で設定

池土⇔阪大 茨土⇔関大  
枚土⇔工大、摂大、産大  
八土⇔近大 富土⇔近大  
鳳土⇔市大 岸土⇔市大

※隣接大学で技術相談できない場合は包括協定で対応

橋梁研修・街路樹研修



維持管理データベース(仮)のイメージ図



テクニカルアドバイス(高度な技術相談)



新技術の研究



大学と行政の座談会



地域維持管理連携プラットフォームを今後も継続していくことで、維持管理の課題に対し気軽に相談したり、一緒に研究開発をおこなったり、共同でシステムを保有したりとメリットがたくさんあります。人材不足や予算不足、技術力不足といった、同じ課題を抱える自治体が連携をはかり、地域全体の安全安心に取り組んでいくことが可能となります。また学生に現場で維持管理について学んでもらうことにより、土木の人材を増やすことにも貢献します。

# 和歌山県地域発注者協議会の取り組み

## ○平成28年5月12日(木)に第2回の協議会を開催

### 【委員構成】

(会 長) 和歌山県 県土整備部長 森戸 義貴  
(副会長) 和歌山県 市長会会長 神出 政巳(海南市長)  
和歌山県 町村会会長 小出 隆道(上富田町長)  
国土交通省 近畿地方整備局 企画部総括技術検査官

(委 員) 県内市町村長  
国土交通省 近畿地方整備局 営繕部営繕品質管理官  
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長  
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長  
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所長  
農林水産省 近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所長  
林野庁 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署長  
和歌山県 農林水産部長、各振興局建設部長  
西日本高速道路株式会社関西支社 和歌山工事事務所長

### 【協議会開催状況】



### 【主な内容】

- ・平成27年度の取り組み結果報告  
取り組み目標としていた「歩切り撤廃」、「低入札対策の導入」について、県内全市町村で達成
- ・国土交通省近畿地方整備局の取り組み事例の紹介  
近畿ブロック発注者協議会の取り組み等の説明
- ・平成28年度の取り組みについて  
今年度は、各自治体の実状を踏まえ、以下について取り組むことを合意

#### ①低入札対策制度の運用徹底

最低制限価格、調査基準価格の算定方法における中央公契連モデル(最新モデル)の活用検討

#### ②工事監督検査基準の標準化・共有化の推進

工事成績評定要領の策定

#### ③施工時期等の平準化に向けた取り組み

数値目標の設定(上半期発注率の目標設定 等)

# 公共工事の発注調整について

## ○ 現状

- ・年度当初は主に入札事務～準備期間となり、工事閑散期となっている
- ・公共工事の工期末が年度末に集中し、この時期の繁忙が著しい

## ○ 課題

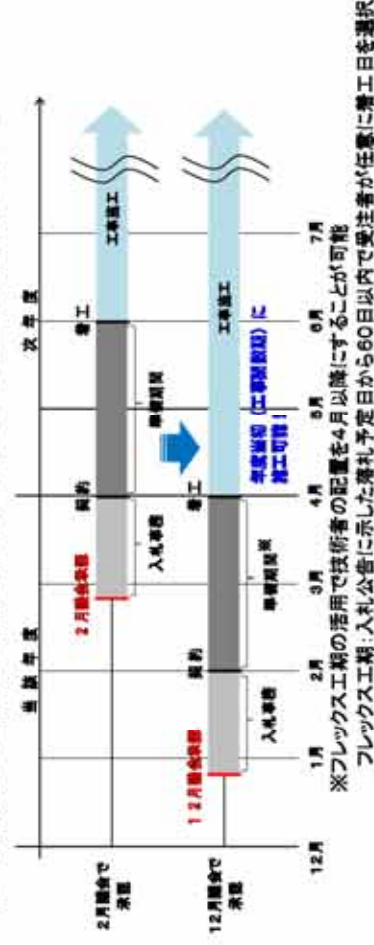
- ・年度末の工事で人手が不足（一方で、年度当初は労働者が遊休化）

↑ **公共工事の発注調整が必要!**

## ○ 施策

- ① **債務負担行為の更なる積極活用（一般的工事への拡大）**
  - ・トンネルや橋梁など長い工期を要する工事だけでなく、護岸工事や舗装工事、修繕工事など一般的な工事の一部でも、平準化を踏まえ当初予算において債務負担行為を設定し、2箇年度に渡る工期で発注
- ② **随時の繰越議案上程による工事発注**
  - ・現状2月議会で上程しているものを、繰越事由が発生した段階で上程
  - ・年度末の制約なく設定する工期で発注することで、ピークが分散するとともに4～5月の工事閑散期にも施工可能となる。

（参考）例えば12月議会で繰越承認を定めることによる工事施工時期のイメージ



## ③ 早期発注の徹底（前年度からの発注準備等）

## ○ 効果

- 閑散期の工事量確保により**平準化**することで、以下の効果が期待
  - ・建設業の企業経営の健全化（人材・機材の実働日数の向上）
  - ・労働者の処遇改善（所得及び雇用の安定化）

## ○ 目標

**3月が工期末の工事件数を4割程度縮減**



担当課	技術調査課
担当者	笠野、滝見
電話	073-441-3082

# 滋賀県地域発注者協議会の取り組み

○平成28年6月29日(水)に平成28年度第1回の協議会を開催

## 【主な内容】

- ①近畿地方整備局からの情報提供
  - 運用指針等に関する最新情報
- ②滋賀県の取り組み紹介
  - 担い手育成・確保の取り組み
    - 若手・女性技術者表彰
    - モデル工事(週休2日、地域の担い手育成)
  - i-construction (ICT関係)の取り組み
- ③運用指針に関する意見交換
  - 最低制限価格の適正な設定方法
  - 多様な入札契約方式の活用  
→発注者間相互の連携調整を確認
- ④今年度、各発注者の課題を共有し、課題解決に向けた議論を行うこととなった。



	H28.6	7	8	9	10	12	3
国の動向共有●							
意見照会	●						
課題抽出・整理	●	→					
検討					分科会	協議会	
とりまとめ							●





# インフラメンテナンスにかかる市町への発注支援の取組【兵庫県】

## 1 地域一括発注

- ・市町の人不足・技術不足を補うため、市町が実施する橋梁の点検・診断を(公財)兵庫県まちづくり技術センターが受託することで、地域一括発注を実施。
- ・センターが橋梁点検車を調達し、点検業者に貸し出すことで点検費用のコスト削減を行っている。また、センター職員による点検結果の精査と診断により、市町間でバラツキのない精度の高い診断を実施。

### (1)実績

H27年度は9地域25市町において、3,740橋の一括発注を実施。

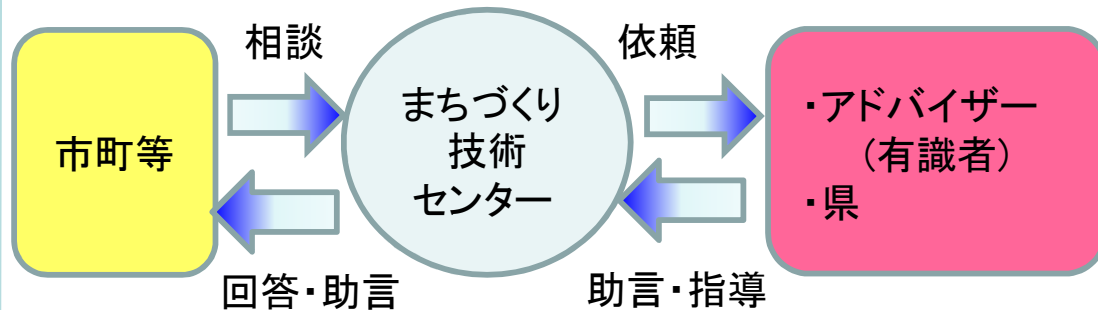
H28年度の地域一括発注(市町、橋梁数)

件数	市町	橋梁数
1	宝塚市、川西市	約300橋
2	三田市、三木市	約300橋
3	加古川市、稲美町、播磨町	約400橋
4	加西市、小野市	約150橋
5	西脇市、加東市、多可町	約300橋
6	市川町、福崎町、神河町	約150橋
7	赤穂市、宍粟市、佐用町	約300橋
8	たつの市、太子町	約300橋
9	豊岡市、香美町	約500橋
10	養父市、朝来市	約300橋
11	丹波市、篠山市	約500橋
12	洲本市、淡路市、南あわじ市	約800橋
合計	29市町	約4,300橋

## 2 ワンストップ相談窓口

- ・市町からの相談等については、これまで「県のどこに相談したら良いかわからない」「複数の担当部署を調べる必要がある」等の課題があった。
- ・このため、市町からの技術的な相談・問い合わせ等に対し、回答・助言を行うため、平成26年1月に『ワンストップ相談窓口』を設置。

### (1)ワンストップ相談窓口の体制



### (2)相談件数

これまでの相談件数

年度	件数	備考
平成25年度	11	
平成26年度	128	
平成27年度	132	
平成28年度	17	5月末
合計	278	

# 近畿地整の取り組み等 (企画部)

---

## ■施工能力評価型 [①企業チャレンジ型（新規参入型の導入）]

・府県・政令市の実績のみしか有していない優良な企業に直轄工事への入札参加を促し、地域の担い手を確保することを目的として、**直轄工事の実績のない者(※)のみを参加要件とし、府県・政令市の実績・成績を評価する取り組みを実施。**

### 競争参加資格

- ・同種工事の施工実績として、府県・政令市の発注工事の実績があること。  
ただし、直轄工事の受注実績がある者は参加できないこととする。

### 総合評価

		項目	配点	
企業の施工能力	実績・成績・表彰	同種性の高い施工実績	3	11
		工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)	5	
		表彰 優良工事等施工者表彰 コンクリート構造物品質コンテストの表彰 下請企業表彰	2	
		工事成績優秀企業認定	1	
		有用な新技術の活用	1	
	インセンティブ 【選択項目】 品質確保・タイプ	情報化施工技術の活用		4
		現場従事技能者の配置	3	
		ISOシリーズ認証取得		
		地域内工事の実績	2	
	地域貢献度 【選択項目】 地域精進度・	災害協定の締結		5
建設業事業継続		1		
災害活動に対する表彰		2		
監視技術者等としての同種工事の経験の有無		4		
配置予定技術者の能力	実績・成績・表彰	同種性の高い施工実績	4	18
		同種工事の経験についての工事成績(近畿地整発注の同種工事)	6	
		技術者表彰	4	
		継続学習制度(CPD)	2	
	その他	2	2	
			20	20



		項目	配点	
企業の施工能力	実績・成績・表彰	同種性の高い施工実績		20
		工事成績(府県・政令市の同種工事における工事成績)	20	
		表彰 優良工事等施工者表彰 コンクリート構造物品質コンテストの表彰 下請企業表彰		
		工事成績優秀企業認定		
		有用な新技術の活用		
	インセンティブ 品質確保・タイプ	情報化施工技術の活用		20
		現場従事技能者の配置		
		ISOシリーズ認証取得		
		地域内工事の実績		
	地域貢献度 地域精進度・	災害協定の締結		5
建設業事業継続				
災害活動に対する表彰				
監視技術者等としての同種工事の経験の有無		4		
配置予定技術者の能力	実績・成績・表彰	同種性の高い施工実績		20
		工事成績(府県・政令市の同種工事における工事成績)	20	
		技術者表彰		
		継続学習制度(CPD)		
	その他		2	
			20	20

※配点が20点になるように選択項目のうち、上記の( )の項目を調整

### 対象工事

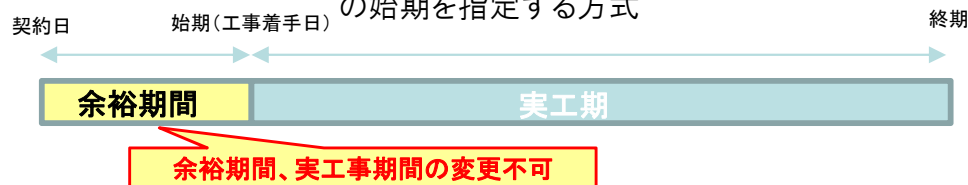
- ・概ね1億円以下で、難易度の低い工事
- ・各府県1件程度で実施

※直轄工事の実績のない者とは、過去4年間に実績のない者をいう。

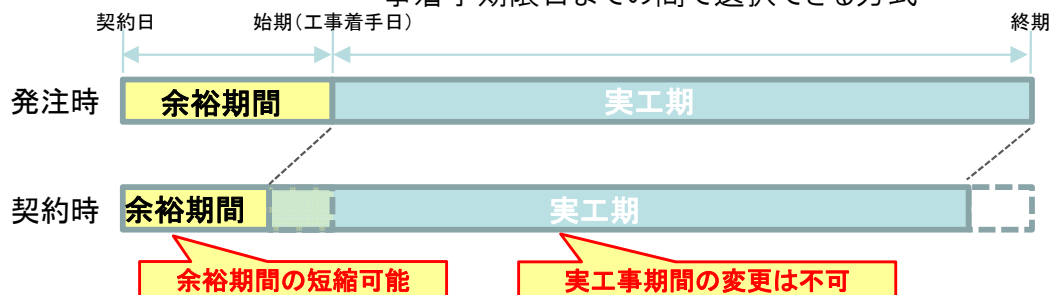
余裕期間とは受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる期間を実工期に加えるものであり、契約の締結日から工事の始期(着手日)までの期間をいう。

## 余裕期間制度について

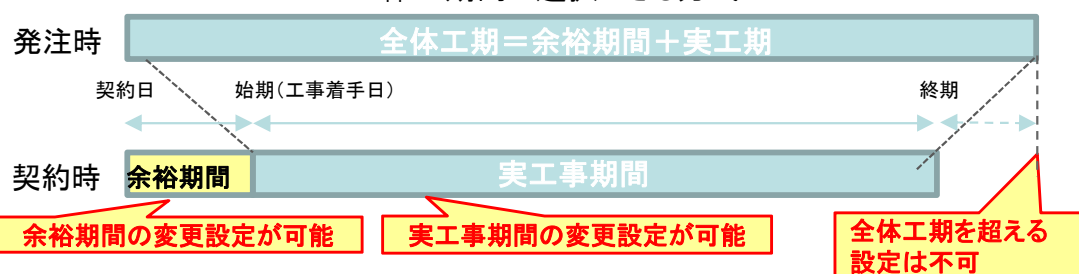
①「発注者指定方式」：発注者があらかじめ余裕期間内で工期の始期を指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の始期を発注者が示した工事着手期限日までの間で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期(実工期)を全体工期内で選択できる方式



## 余裕期間の条件

◆ 余裕期間の長さ

工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲

◆ 技術者の配置

- (1) 余裕期間内は 主任・監理技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
- (2) 実工期・実工期間には準備・後片付け期間を含み、主任・監理技術者の配置が必要。

◆ 契約手続き後における余裕期間の変更について

- (1) 発注者指定方式の場合、受注者は余裕期間の変更は不可。
- (2) 任意着手方式、フレックス方式の場合・契約締結後においても、余裕期間の変更が可能。

## メリット

- ◇ 計画的に建設資材、労働者確保等の準備が可能
- ◇ 入札時点で主任・監理技術者を配置できない場合でも、実工期間中に配置が可能な場合は工事の入札が可能

# 土日完全休日化促進試行工事

『土日完全休日制』を確保するため、建設現場において入職しやすい環境づくりに向け、現場における現状の課題や問題点を把握するためのモデル工事

28件実施(平成27・28年度予定)

## 試行工事の概要

### 【発注段階】(入札説明書)

- ◆ 土日完全休日化促進試行工事と明示
- ◆ 土日完全休日について施工計画書に記載し監督職員に提出することを明示  
(※総合評価での評価はしない)

### 【施工段階】

- ◆ 施工計画書に記載

### 【完了段階】

- ◆ 休暇取得状況の確認
- ◆ 成績評定で最大5点の加点
- ◆ ペナルティーはなし
- ◆ アンケート調査により課題を抽出

## 建設業界の現状

- ◆ 建設業界全体の魅力の感じない
- ◆ 若手技術者等の入職が少ない など

その要因一つは…

## 現場の現状

- ◆ 計画的な『土日完全休日』の確保ができていない  
(主な理由)
- ⇒ 予期せぬ雨天等による作業不能を回避
- ⇒ 工事中止による工期を回復するため
- ⇒ 技能労働者の給与確保 など

『土日完全休日制確保』

## 効果

- ◆ 計画的な休日の確保
- ◆ 休日を踏まえた適切な工期を確保

# 現場の生産向上の取り組み

## ◇工事進捗定例会議、声かけまっせ運動の実施（建設生産システムの向上速効策）

### 【品確法】

『受注者との情報共有、協議等の迅速化』について、「各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続きの迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議等を行う会議を必要に応じて開催する。」

～品確法における「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）平成27年1月」～

### 【現在の実施策】

1. ワンデーレスポンスの徹底
2. 工事施工調整会議（三者会議）の開催
3. 設計変更審査会の開催を一体的に、「情報共有システム（ASP）」を活用し、円滑化、意志決定過程の明確化
4. 供用、完成時期が迫り公表されている工事に関して、「工事進捗状況の共有」として、実施工程表を「ASP」を活用、共有し、工程上の課題等を解決

## 【もっと円滑、迅速化が出来ないか？】

- ◆ 今、現場での進捗の支障は何か？
- ◆ ロス、無駄はないか？
- ◆ 受発注者間の協議による、指示待ち、報告・相談待ちはないか？
- ◆ 打合せの時間、時期は適正か？
- ◆ 技術的な意見交換や提案は充分か？
- ◆ 受発注者間のコミュニケーションは充分か？

### さらなる改善策

細かなところから生産性の向上を

## 【現場の生産性向上の取り組み】

工事進捗会議を定例開催することにより、受発注者間の協議短縮や意志疎通を図り、生産性や技術力の向上につながる。

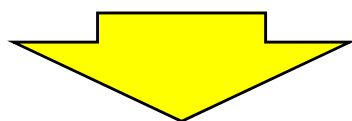
### 会議の内容

- 主任監督員毎に、定例日を定め開催（毎週〇曜日、原則週1回とし隔週も可）
- 出席者
  - ・発注者側）主任監督員、監督員、担当技術者（現場技術員）
  - ・受注者側）監理（主任）技術者（OR 現場代理人）
- 工事の進捗状況を主に、工事実施に関する全般的な課題、技術的な提案などについても打合せ
- 対象は維持作業を除く全ての工事



# 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の改正

## 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の改正 H26.6.4



法第22条

発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定める

## 「発注関係事務の運用に関する指針」の策定

(発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの)

H27.1.30

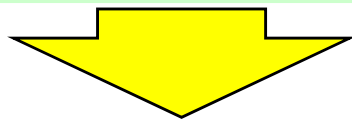


### 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う

### 受注者との情報共有や協議の迅速化等

変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続きに必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する



品確法の改正及び指針の策定を踏まえ、  
**設計変更ガイドラインの改訂を実施**

H27.7

## 工事請負契約ガイドライン(総合版) 全体構成

### 目次

1. 設計変更ガイドライン(案)  
(前回:平成20年6月4日付)
2. 工事一時中止に係るガイドライン(案)  
(前回:平成20年6月4日付)
3. 設計照査のガイドライン(案)  
(前回:平成20年1月7日付)
4. 設計変更事例集(主な事例)  
(新規追加)
5. 受発注者間のコミュニケーション  
(新規追加)
6. 参考資料  
(新規追加:契約書・通知など抜粋)

# 近畿地整の取り組み等 (営繕部)

---



## 背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつきがあった。

## 入札時積算数量書活用方式(試行)

・4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用  
 ・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

### 概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注者間で協議**※し、必要に応じて**数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項**とする。

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書を活用した場合に限る

### 効果

- 円滑な変更協議によって、**適正な数量に基づいた請負代金額**となり、**工事目的物の品質確保及び契約の適正化**に寄与する。
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、**入札参加者の積算の一層の効率化**に寄与する。

## 今後の取組み

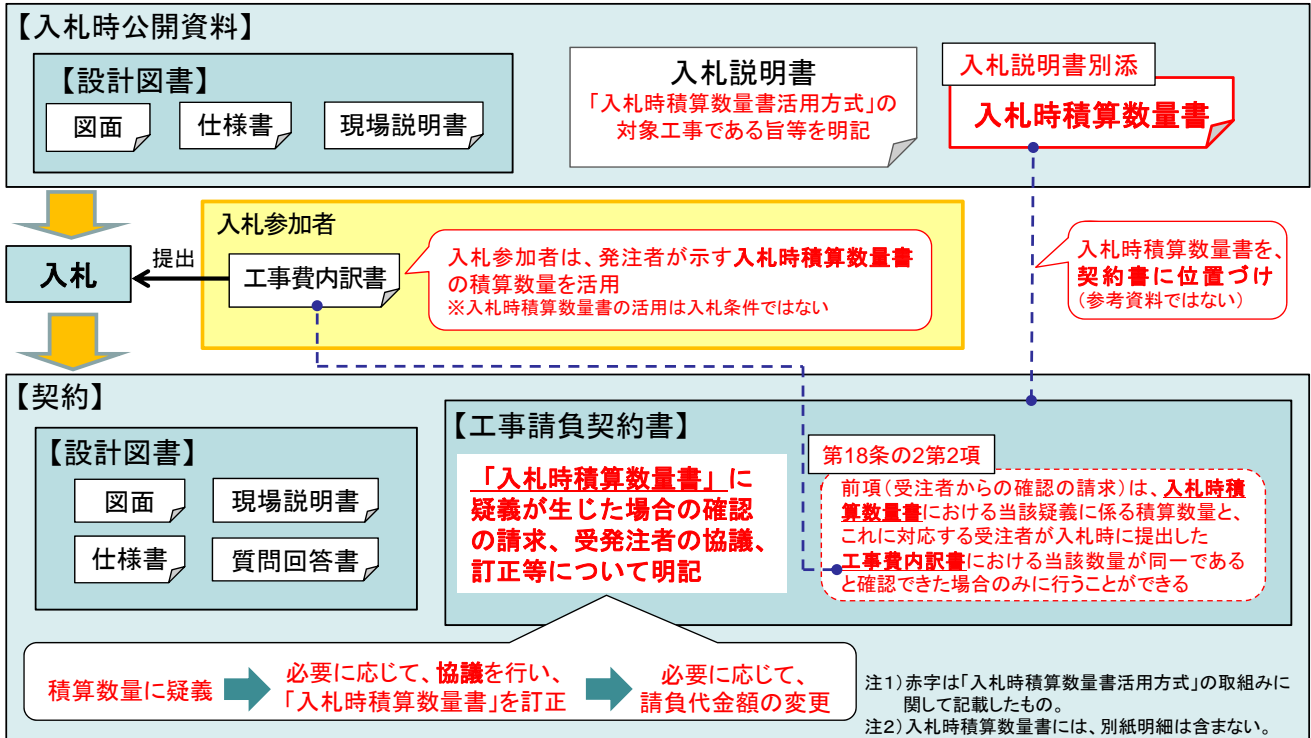
- 試行を通じ、受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

4-17

# 「入札時積算数量書活用方式」の概要

## 本方式の概要

- 入札時積算数量書を入札説明書の別添として公開
- 入札参加者は、入札時積算数量書の積算数量を活用して工事費内訳書を作成
- 契約書において、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の協議等を規定



4-18

国 地 契 第 9 5 号  
国 営 管 第 5 3 0 号  
国 営 積 第 3 6 号  
国 北 予 第 3 9 号  
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿  
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿  
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿

大 臣 官 房 地 方 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長  
北 海 道 局 予 算 課 長  
( 公 印 省 略 )

#### 営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について

営繕工事においては、従前から発注者が行う予定価格の積算の透明性及び妥当性を確保するとともに、入札参加者が行う入札価格の積算及び工事費内訳書の作成の効率化を図るため、発注者において、入札時に積算数量を参考資料として公開してきたところである。

今般、公共工事の品質確保に当たっては、公正な契約を適正な額の請負代金で締結する等信義に従って誠実に履行するという公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、積算数量に関する協議の円滑化に資するため、営繕工事において入札時積算数量書活用方式を試行することとし、別添のとおり実施要領を定め、平成28年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。



数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）の別冊をいう。以下単に「契約書」という。）に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第24条に定めるところによるものとする。

## 5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

### (1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

### (2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

### (3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」（平成27年3月6日付け国地契第85号）記I4に基づき厳重に管理し、(5)②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

### (4) 請負代金内訳書の提出

契約後に、契約書第3条第1項に基づき請負代金内訳書の提出を求める場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

### (5) 積算数量に関する協議

① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計

図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(別記1) 入札説明書等における記載例

○. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

○. 入札説明書【工事希望型競争入札については「送付資料」、工事希望型競争入札以外の指名競争入札については「指名通知」と読み替える。以下同じ。】に対する質問

- この入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。

○. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、○. ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
  - 3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
  - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
  - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における第24条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

# 発注関係事務に関する 連携等について

---

品確法運用指針では、「発注者間の連携体制の構築」として

- ・ 地域発注者協議会等を通じた発注関係事務の実施状況等の把握
  - ・ それを踏まえた、発注関係事務の適切かつ効率的な運用のための発注者間の連携や調整
  - ・ 支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて国や都道府県の支援を求める
- 等が記載

今後、全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、これまでの地域発注者協議会における目標設定や実施状況の把握等に加え、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる全国統一的な指標の設定が有効な手段と考えられる。

※ 指標の設定やこれによる実態の把握は、発注者が主体的に取り組むべきものであることから、発注者で構成される各ブロックの地域発注者協議会において議論し、決定することが適当

平成28年8月2日

**全国統一の指標の案を作成し、地域発注者協議会に送付**

※ 今回の案の作成にあたっては、受発注者双方の視点から特に重点的な取り組みが必要と考えられる「適正な予定価格の設定」、「適切な設計変更」、「施工時期等の平準化」を重点項目に設定し、それぞれ指標の項目案を作成



# 全国統一の指標案 (8月2日時点)

**全国統一指標(案)**

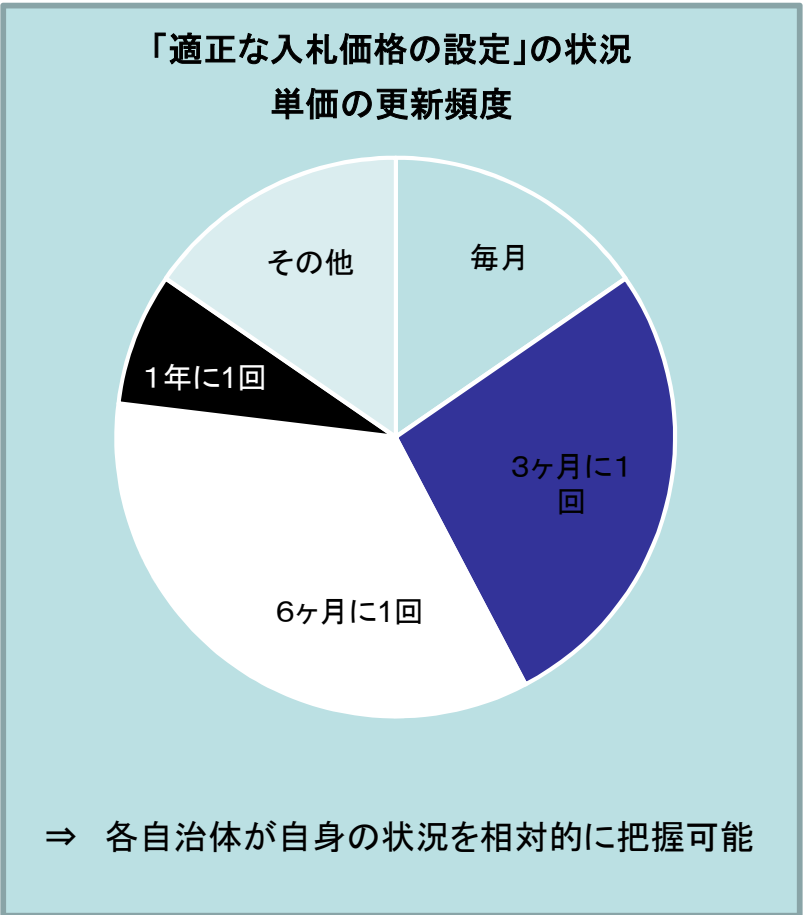
実施項目	指標(案)	定義	指標分類(案)※ ※設計変更実施率、平準化率については、コリンズデータの結果を踏まえて設定	備考等
適正な予定価格の設定	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)	・最新の積算基準:1年以内に更新されている積算基準 ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか	a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用 b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない c:その他	
	単価の更新頻度	使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。	a:1ヶ月(工事発注頻度が低く1か月以上発注工事がない団体において、発注時に更新する場合も含む)、b:3ヶ月、c:6ヶ月、d:12ヶ月、e:それ以上	
適切な設計変更	改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	aガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	入契法調査を活用
	設計変更の実施工事率	当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率	【素案(別途設定)】 a:75%以上 b:50~75% c:25~50% d:0~25% e:設計変更を行っていない	JACIC(コリンズデータ)より提供可能(注1)
施工時期等の平準化	平準化率	平準化率:年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額※との比率 対象:契約金額500万円以上の工事 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの 稼働金額:最終契約金額(工期中のみは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの ※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。	【素案(別途設定)】 平準化率(4~6月期の平均稼働件数・金額/年度の平均稼働件数・金額) a:0.9以上、b:0.9~0.8、c:0.8~0.7、d:0.7~0.6、e:0.6以下	JACIC(コリンズデータ)より提供可能(注2)

(注1) 都道府県・政令市のデータ(H25年度~H27年度)については、8月中をめぐりに提供予定。市町村のデータについては提供時期未定(作業の進捗を踏まえ別途提供時期を連絡予定)。  
(注2) 都道府県・政令市のデータ(H25年度~H27年度)については、8月中旬をめぐりに提供予定。市町村のデータについては提供時期未定(作業の進捗を踏まえ別途提供時期を連絡予定)。

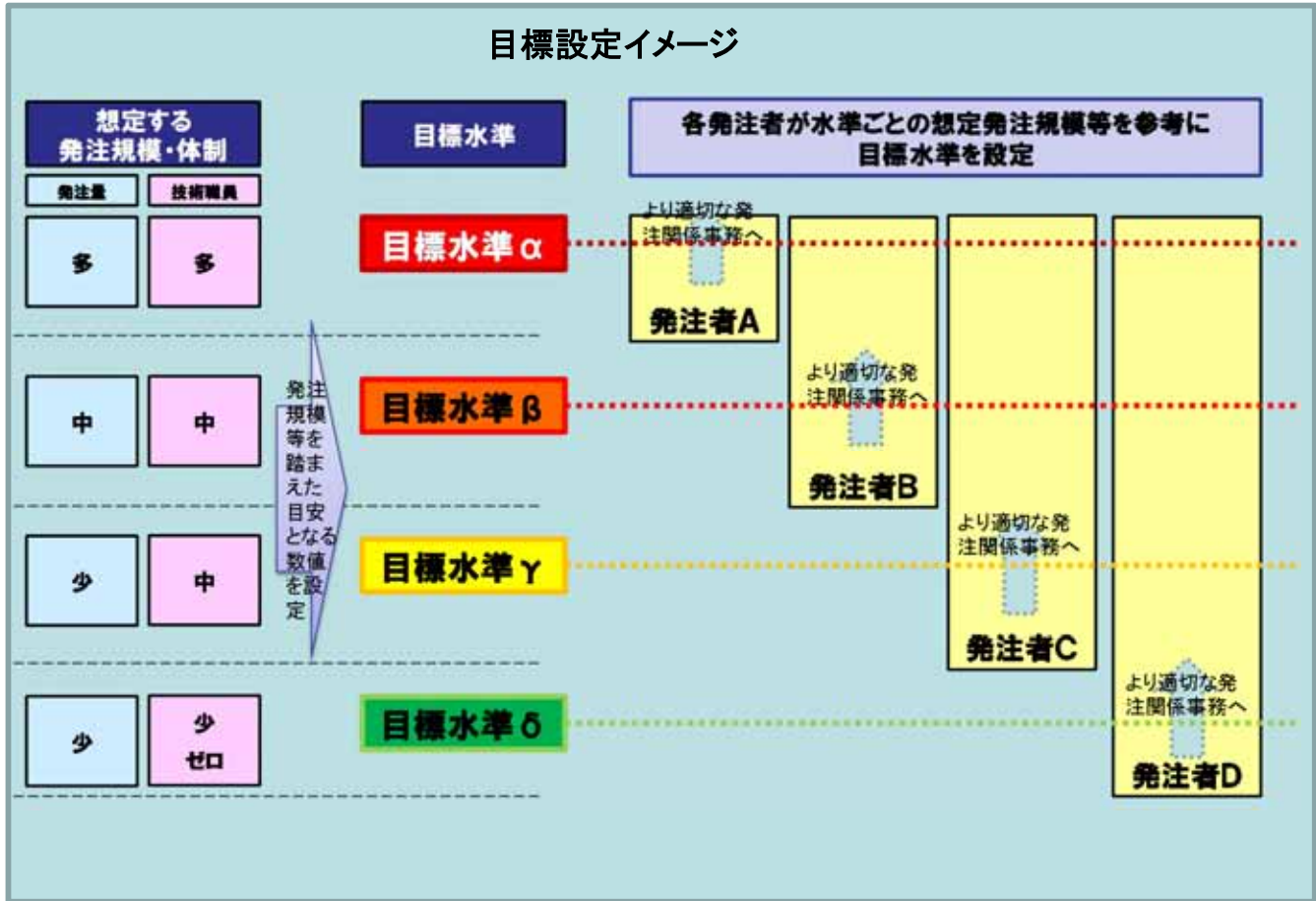
# 指標の活用策

## 発注関係事務の改善を促進するための指標の活用策

工夫例1  
各発注者の自主評価結果を分析・公表



工夫例2  
発注者の体制等に応じた目安となる水準を示し、各発注者による目標設定



## ■進め方(案)

H28.2

重点3項目(積算、設計変更、平準化)を中心に、地域発注者協議会での目標設定の状況を収集

H28.3

指標(案)の検討

※H28.5 指標(案)について、地整等(都道府県等含む)に事前照会

H28.8~

各地域発注者協議会へ指標(案)等の情報提供  
各地域発注者協議会で指標(案)について議論

H28.9~

指標の決定(全地域発注者協議会にて決定)

以降

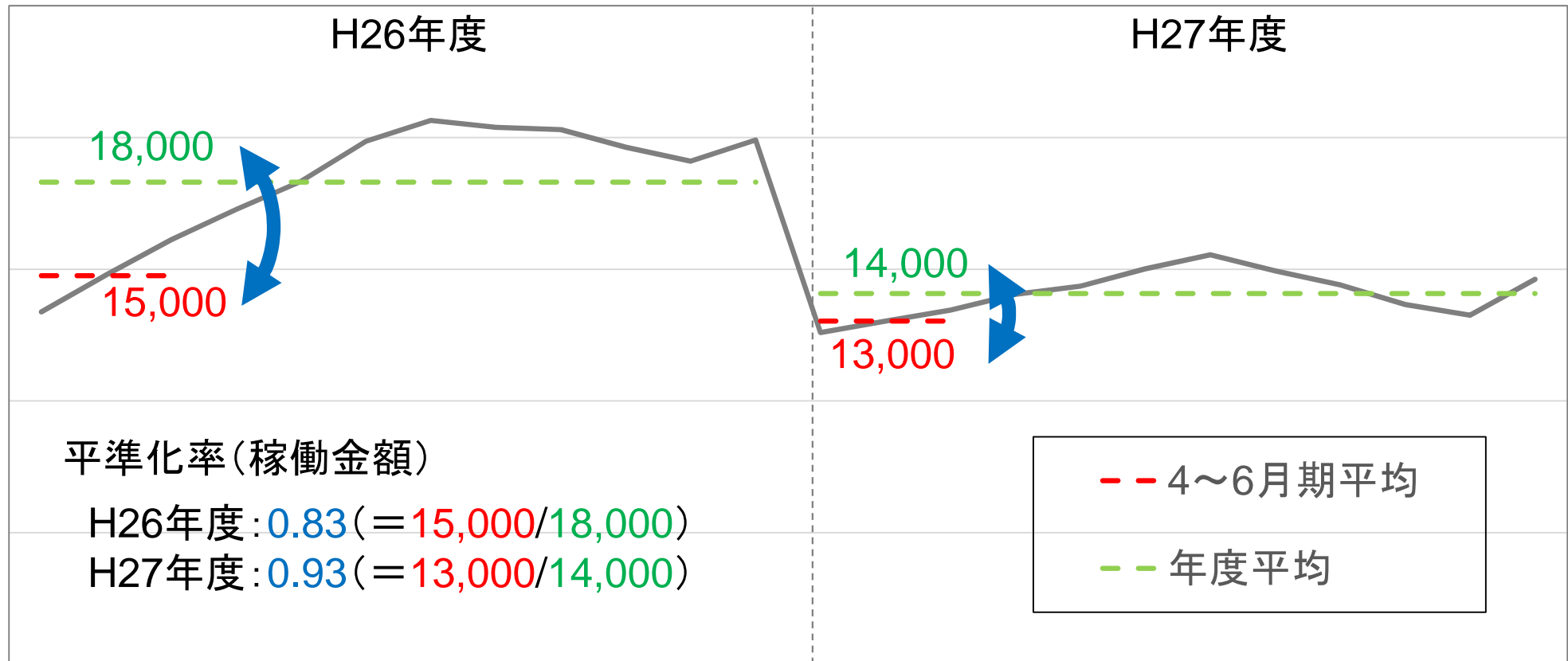
各地域発注者協議会等において自主評価  
必要な連携・支援を実施

評価結果の分析・公表や目標設定等、指標の活用策を検討

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4-6月の平均稼働件数} \cdot \text{金額}}{\text{年度の平均稼働件数} \cdot \text{金額}}$$

## 工事稼働金額の推移

(百万円)



H26.4 H26.5 H26.6 H26.7 H26.8 H26.9 H26.10 H26.11 H26.12 H27.1 H27.2 H27.3 H27.4 H27.5 H27.6 H27.7 H27.8 H27.9 H27.10 H27.11 H27.12 H28.1 H28.2 H28.3

※稼働件数についても同様に算出

※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。